

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (27. 4 定)			
日 時	平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日 (火)	開 議	午後 1 時 2 0 分
		閉 会	午後 4 時 5 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤委員長、鈴木副委員長、秋元・中村（岩雄）・酒井（隆行）・濱本・中村（誠吾）・小貫・川畑各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務部長、産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

開議に当たり、開議時刻が遅れたことについて一言申し上げます。

昨日の委員会におきまして、濱本議員から要求しておりました資料について、理事者側から提出できるかできないか、どちらか判断がつかないという話が理事会にてございました。そのため、委員長としては、少なくとも資料を基に質問される委員がおられるのだから、出せる、出せないの判断は早急に示してほしいということを理事者側にお伝えいたしました。そのため、理事者が調整に時間を要したため、今回、20分遅れでの開議となったものであります。

なお、資料については、委員会には間に合わないということでございます。お待ちいただいた理事者及び傍聴の方には御迷惑をおかけいたしました。そのような理由でございますので御了承をいただきたいと思っております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、中村岩雄委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、安斎委員が中村岩雄委員に、面野委員が中村誠吾委員に、新谷委員が川畑委員に、山田委員が酒井隆行委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、民主党、新風小樽、自民党、共産党の順といたします。

公明党。

○秋元委員

◎市長の不誠実な対応に対する抗議について

初めに、先日もお話しした質問書の件で2点ほど伺いたいと思っております。

今回、公明党小樽市議会議員団として文書で質問書という形で市長に提出いたしました。市長は、かみ合った対話を拒んでいるわけではない、不誠実な対応でもないというような趣旨の答弁だったかと思っておりますけれども、そのような認識は変わらないのか伺いたいと思っております。

○市長

その認識に変わりはありません。

○秋元委員

逆に、市長が言う、例えば今回の私たちから提出させていただいた質問書に対して、市長が感じる誠実な対応というのはどういうふうな対応のことを言われるのですか。

○市長

私自身も、今、秋元委員から御指摘があったことに限らず、議会の中でさまざま議員の皆様から御指摘等いただいておりますけれども、私としても、できることから一つ一つと思っておりますが、その指摘に対して改善できるところは改善し、やれるべきところをしっかりとやっていく、また、御質問に対しても、私なりの思いをしっかりと伝えさせていただく、それがいわゆる誠実という部分なのかというふうに思います。

○秋元委員

少し聞いていることと違うのですけれども、今回、質問書を提出させていただいた対応として、市長が言う誠実な対応というのはどういう対応なのですかということをお伺いしたのです。今回は、市長、かみ合った対話を拒んでいないと、また、不誠実な対応でもないということなのですから、質問書を受け取っているにもかかわらず、その回答というのは、いまだにいただいておりますが、これが市長の言う指摘いただいた点は改善するという部分

なのか、また、誠実な対応だと言われるのか、その辺はいかがですか。

○市長

今の質問書のやりとりについての誠実、不誠実というお話だということでしょうかね。

(「そのようにお話ししているのですが」と呼ぶ者あり)

このたび、この議会の場で何度かやりとりがありましたけれども、公明党小樽市議会議員団の方々から秘書課長が呼ばれて、そのような質問書を提出したいという話があったという話を聞きました。その中で、私としては、その書面をいただいたところでございますけれども、そのような形で議会事務局等を通した書面でもなく、また、総務部内でもその認識においては持っていない状況でございましたので、私としてはお手紙を受け取ったような気持ちであります。この内容をどのように取り扱うのか、実際に総務部内でも何一つお話、今、出ているところではございませんので、これからそれをどう対応するのかを考えて検討していこうかと思っている、そのような部分でございます。

それと、誠実、不誠実という対応と私の中では直接結びつくかどうかは少し判断しかねますので、そのように考えているところでございます。

○秋元委員

仮にも返答を文書でしてほしいという申入れなのですけれども、市長は受け取って読まれたのですか、質問の内容というのとは。

○市長

目は通らせていただいております。

○秋元委員

その質問書の中にもありましたけれども、市長と話をしてもかみ合わないの、文書として提出をさせていただきますということで提出させていただきました。目を通して読んだのであれば、誠実な対応をというのは一般的に答えられないのであれば答えられない、答えるのであれば、3項目質問しましたけれども、それに対して回答するというのが、誠実な対応というのではないのでしょうか、どうですか。

○市長

先ほどもお話しさせていただいたように、それに対しての対応法は、これから考えていきたいと思っております。

○秋元委員

時間がないので次に行きますけれども、もう半月ぐらい日にちが経過していますが、市長であれば、当然もう先ほど目を通されたということなので、特別難しい高度な質問をしているわけではありません。今まで質問していたことがかみ合わないの、そのことを確認する質問書でしたので、できるだけ早く回答をいただきたいと思います。

◎副市長の選任について

次に、副市長の選任について伺います。

副市長の不在によって大きな影響が生じていると認識しているというふうに市長は答弁されましたけれども、それではいつまでに副市長を選任するおつもりなのか、これまで第2回定例会、第3回定例会、提案できずに第3回定例会後も第4回定例会までというふうにお話しされていましたが、現在、その選任まではいっていませんけれども、いつまでに選任をするお考えなのか伺います。

○市長

先日の議会の中でも答弁をさせていただいたように、新たな候補者を選任できる状況ではありませんということをお話をさせていただいたところでございます。気持ちとしては1日も早くという思いもありますけれども、現時点で、この日というふうな表現ができないというところでございます。

○秋元委員

それで、代表質問でこれは聞いたことで答弁いただいていたところなのですが、第3回定例会以降、選任にかかわる行動、又は取組、どのように行ってきたのか伺いましたが、まだ答弁いただけていないので、この辺をもう一度伺いたいと思います。

○市長

さまざまなシビアな面というか、いろいろな部分がありますので、そのような具体的な内容についての答弁は差し控えさせていただきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○秋元委員

これまでそのような答弁を繰り返してきて、結局、結果的に副市長を選任できずに来ているのです。第3回定例会以降、どういうふうに行動してきたのか、機関の名前等々は要りませんが、その取組について、なぜお話しただけなのか不思議でならないのですけれども、もう一度伺いたいと思います。

○市長

繰り返しになりますけれども、その影響に差し支えかねない部分もありますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○秋元委員

それで、これまでの間、検討をしてきたということなのですが、検討というのは、まず何を検討してきて、要請はされたのか、この辺をはっきり伺いたいと思います。

○市長

大変恐縮ですけれども、それについても同様に考えておりますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

○秋元委員

何を検討したのかもお話しただけでない、また、要請したのかすらもお答えいただけないというのは、本当に第3回定例会以降、副市長選任に当たって行動されてきたのかどうなのか非常に疑問があるのですけれども、何を検討してきたのか、要請したのかしないのかということをお答えすることにどのような影響があるのですか。

○市長

具体的にどのような影響があるかというところまで、今、私自身がこの場でお話しできる場所ではありませんけれども、どのような影響になるかも含めて、何かしら影響があることそのものが問題だというふうに思っているので、そのように答弁をさせていただいているところでございます。

○秋元委員

普通は、影響があるから、こういう影響が出るのでお答えできませんというのが普通ではないですか。それがどういった影響があるかわからないけれども、答えられないというのは全く答えになっていないのです。何を検討してきたのですか。要請はされたのですか。もう一度伺います。

○市長

同じ答弁で恐縮ですけれども、それらについては差し控えさせていただきたいと先ほどもお話をさせていただきました。

○秋元委員

こういうやりとりがあるから、結局、書面で提出させていただきますと、書面で答えてくださいということになるのですよ。何に影響があるのですか。どういう検討をして、副市長の選任に当たって何を検討しているかというのが言えないということが不思議でなりません。

また、要請した機関をどこだと聞いているのではないのです。誰だと聞いているのではないのです。要請はした

のですかと聞いているのですけれども、答えられないというのは何で答えられないのですか、その理由を聞かせてください。

○市長

先ほど秋元委員自身がお話しされていましたが、答えられないことは答えられないとか、できないことはできないとはっきり言ってほしいとお話しされておりましたが、現時点で、どのような影響が及ぶのかも含めて、起こり得ると私としては判断しているところなので、答弁を差し控えさせていただきたいとお話ししているところです。

私としては、全く今までも何も行っていなかったわけではなくて、鋭意努力を続けている現状ではありますので、それで御理解をいただければというふうに思います。

○秋元委員

最低限検討している中身ですね、例えば副市長にはこういう方がいいのではないかとか、こういうことを検討しているのだとか、例えばこういう行政経験を持っているからそういう方を選任しようと思って考えているとか、そういうことも一切言えないということなのですね。本当にそういうことが検討されてきたのか非常に不思議に思うことなのですから、市長はこれまで一人で、市長一人で、この副市長の選任をやってきたということなのですから、これは間違いないのですよね。

○市長

そのとおりでございます。

○秋元委員

これは、なぜ一人なのですかね。もしかしたら外に、庁外に相談される方というのがいるのですか。

○市長

今、お話しさせていただいたとおり、一人で行っているところでございます。

○秋元委員

少し失礼な言い方になるかもしれませんが、市長は、それだけ幅広い人脈ですとか、そういうパイプというのはおありなのですか。失礼な言い方で申しわけないですが、そういうつながりがあって、各関係省庁や行政機関、また、そういうさまざまな団体の方とつながりがあるので、そういう人たちと相談しているというのはいいのですけれども、ただ誰にも相談しないで一人で選任の作業をするなんていうのは、これは不可能なのではないですかね、いかがですか。

○市長

何かその不可能と決めつけられるのはよくわかりませんが、つながりとかそういうものにおいては、先日、自民党の鈴木議員からもあったかと思えます。それについて答弁を差し上げたとおりでございます。

○秋元委員

では、相談される方はいるということでもいいのですよね。

○市長

同じことを3回言うのもあれですが、一人で行っているところでございます。

○秋元委員

相談される方はいるのですかと聞いたら一人でしていますと言うし、ではそれだけ幅広い人脈はあるのですかと聞いたらあると言うし、ではどういうことなのですか、相談する方はいるけれども相談していない、とにかく最後まで一人で選任についてはやるということなのですね。

○市長

御指摘のとおり、この副市長の案件に関しては、そのように対応しているということです。

○秋元委員

市長、行政経験というのはないわけですよ。例えば選任にかかわる手続ですとか、そういうものというのは当然あるわけです。私は、前副市長の選任にかかわって、その手続も資料要求させていただきましたけれども、そういう方法もあるわけではないですか。ですが、そういう方法もとられない、一人でやられているのですよね。でも、そういう行政的な手続というのは、市長、おわかりになるのですか。

○市長

道から派遣していただくためのその手続、それらの方法について、今、私自身は把握をしておりませんが、もし本当にそのような形で招聘するとか、そういう場合においては、当然に総務部なりなんなりのお力をかりながら、その段取りについては取り組んでいくことになると思います。

○秋元委員

もう、そういう段階なのですよ、市長。これから総務部に聞いて、そういう手続を勉強する、調べるということではなくて、今までも第2回定例会、第3回定例会、第4回定例会と経てきたわけではないですか。これから調べるなんてそんなふざけた話ありますか。ましてや、その影響が大きいと市長みずから言われているのですよ。そういう事の重大さと市長が言われていることの整合性があまりにもかけ離れていて驚くのですけれども、なぜ今まで、北海道なりに今まで行ってきたような手続を行って、副市長の選任について事務的な手続を進めると、そのような考え方をされなかったのですか。

○市長

なぜ北海道とのやりとりに対してそのように御指摘をされるのか、私にはわかりませんが、もしもそのように道に要請する場合には、先ほどのような段取りになるということでお話をさせていただいたところでございます。

○秋元委員

いまだに選任できないから言っているのではないですか。だから、前回の、前副市長のときにはこういう手続をやってきたという資料要求をして市長も御存じのはずではないですか。なのに、この期に及んでもまだそういう手続をされないのが私は不思議でならないのです。市長がどなたかほかに候補を今、名前は言わなくてもいいですけども、いるのであれば別ですよ。いないのに何でそういう手続を踏まないのか、私は非常に不思議でなりません。

では、逆に聞きますけれども、国の機関とか行政機関に手続をとるときにどういう流れで行うのですか、市長、教えてください。

○市長

秋元委員が今、おっしゃられているのは、前任者のときのように道に副市長を要請したほうがいいという視点での御質問ということなのではないでしょうか。私、その辺が図りかねる部分ではありますが、道であろうと国であろうと、副市長に対しての要請をして来ていただく段においては、それに伴う手続というのは発生すると思います。恐縮ですが、その細かい手続まで私自身、今、把握はできておりませんが、実際にそのような招聘をする場合においては、総務部等を通して相手方とのやりとりの中で、その手続に入るということになるというふうに思います。

○秋元委員

今の段階で、その手続の方法がわからないということは、行政機関とかには今まで依頼はされていないということなのではないですか。そういうことですよ。ましてや、今まで一人でやられてきたというのだから、今の市長のお答えだと、その手続の方法も知らないのであれば、されてこなかったということなのではないですか。しかし、市長は、第3回定例会で私が民間なのか、それとも行政機関ですかと聞いたときに、行政機関に依頼したようなお話をされてましたよ、これは間違いなのではないですか。

○市長

それにおいては相手方との信頼関係のこととかもありますので、先ほど来申し上げましたように答弁に関しては差し控えさせていただきたいと思います。

○秋元委員

いや、市長が議会の答弁の中で行政機関に要請したと言っているのですよ。言いましたよね。それがなぜ、今、行政機関に手続したこともないような、そういう口ぶりではないですか。だから、私はあえて聞いているのですけれども、行政機関に要請したのであれば、それでいいではないですか。事実は事実として要請しましたということではなぜだめなのですか。

○市長

先ほど来から申し上げているように、相手方のこととかもありますので、そこのやはり信頼関係等ありますから、今の件については答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○秋元委員

全く理解できない答弁なのですけれども、市長は、結局、手続をしっかりと踏まれて要請はされていないということなのですよ。そういうことですよ。手続の仕方も知らないのですから、そういうことなのですよ。正式な行政手続を踏んで要請はしていないということではいいですか。

○市長

不誠実な対応と言われるかもしれませんが、私には、同じ御質問をされているというふうに思いますので、やはり今のことに対してお答えできるのは、先ほど来繰り返している答弁のとおりでございます。

○秋元委員

どう聞いても、手続をしっかりと踏んで、正規の手続を踏んで要請しているとは思えないのですよ。要請しているのであれば要請していると言えばそれで済む話なのですけれども、それも言えないというのは、やはり正規なルートで、正規な手続で行政機関に対して要請はしていないということだというふうに私は理解しました。市長が何と言われようと、そこを言われなければ、ここにいるどなたも全く理解できない状況だというふうに思います。

次の質問に行きますけれども、先ほども言いましたけれども、市長が行政機関にも要請をしたというふうに言いました。民間ではありません、行政機関に要請しましたという話を第3回定例会で答弁しているのですけれども、現在まででさまざまな機関、行政機関かどうかわかりません、民間からかもわかりませんが、保留とされているのか、また、断られているのか、そこはどうなのですか。

○市長

こちらも秋元委員からの質問でもお話ししましたがけれども、現在は白紙の状態でございますので、その状態であるということでございます。

○秋元委員

要請は、もう既にされているということではいいのですか。

○市長

先日の答弁でもお話ししましたがけれども、第3回定例会において、私は中村氏を提案させていただきました。それを私のほうで決断をして皆様にお示しをする段において、そのほかの取組においては白紙の状態となったということでございます。

○秋元委員

その後の話なのです。第3回定例会で選任の議案が不同意となって以降、既に要請はされたのですかということを知っているのです。

○市長

それらについても、やはり相手方との信頼関係のことがありますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思
います。

○秋元委員

全く情報をオープンにされないのだなというふうに思うのですけれども、今回、一般質問で聞きましたけれども、
議会に対しての選任についての協議方依頼については今後されるということでのいいですね。

○市長

そのように考えているところでございます。

○秋元委員

それには、やはり時間がかかるのですよ。議会に示してすぐ結論が出るなんていうことではないので、まずしっ
かりとあらかじめ議会に諮るようお願いしたいというふうに思います。

それで、何回もしつこいのですけれども、副市長を受けてもいいと言われた方が 2 人いました。この後に及んで
市長は、その信頼関係は崩れていないと言っているのですから、適任と考えて要請されたわけですから、もう一度
お話しされたほうがいいのではないですか。なぜそこをされないのか、なぜその方たちが白紙になってしまったの
か、もう一度答えていただけますか。

○市長

大変恐縮ですけれども、なぜそうなったのかとか、そういう部分においては、相手との信頼関係のこともありま
すので、答弁は差し控えさせていただきたいと思ます。

○秋元委員

市長、第 4 回定例会ももう本当に終わりに近づいてきましたけれども、第 4 回定例会で副市長を選任できなかつ
たということは、非常に重大な問題だというふうに思います。市長は、市長になられて当選された後も、現在も街
頭演説をされていますよね。私は、その時間があるのであれば必死になって……、市長、笑い事ではないのですよ、
おかしくないですよ、全然。

(「私、必死にやっております」と呼ぶ者あり)

街頭演説する時間があったら、選任のこの働き、仕事をしっかりやるべきではないのかというふうに思うのです。
そのような暇はないですよ。なぜ市長が笑うのか私はよくわかりません。おかしいですか。議員も真剣ですよ。
だから、先日も共産党の方からも選任の方法についてお話があったではないですか。私も、今、言ったわけですよ、
行政機関にしっかり手続を踏んで選任したほうがいいのではないかという提案をさせていただいていますけれど
も、市長は全く聞かずに一人で探しますという話なのですよね。本当に市民の生活のことを考えているので
すか。街頭に立つ時間があったら、本当にそういう方々と協議していただきたいと思うのですけれどもいかがです
か。

○市長

なぜ街頭活動を引き合いに出されて、そのようにお話しになられるのかが私にはわからないので、そういう反応
をしたところでございますけれども、先ほど来お話しさせていただいているように私自身は、この間、鋭意努力を
し続けているところでございます。何とか対応できるようにというふうに思っておりますので、その点については
御理解いただきたいと思ますし、私自身も、今、市長という職務につきながらも、一政治家でございます。私自
身が一生懸命取り組んでいる活動に対して、市民の皆様に対し報告もしたいですし、また、常日ごろから市民の皆
様の身近に歩み、市民の皆様の声を知りたいという思いがありますので、私は街頭活動等も含めて大切な取組では
ないかというふうに思っておりますので、それが今御指摘のような、まるで無駄な時間的な表現をされるのは私と
してはおかしい話ではないかというふうに思ますし、今後においても当然に公務、さまざま大変厳しいスケジュ

ールではありますけれども、そのような中でもそういうような時間がとれるのであれば、できる限りやってみりたい、このように感じているところでございます。

○秋元委員

優先順位が違うのではないですかということです。街頭演説する時間があつたら、小樽市のために働く副市長を選任してくださいということなのです。街頭演説する時間があつて、私たち市議団から出された質問書に答える時間はないのですか。ふざけたことを言わないでください。市長になったということは、ある意味、市民から認められて市長になっているわけです。街頭演説する必要が、今、ありますか。副市長を選任できない中で、そのような時間があつたら、私は真剣に取り組んでくださいと言っているのですよ、優先順位がわからないのですねということ言っているのですけれども、いかがですか。おかしくないですよ。

○市長

先ほど来何度もお話ししましたが、私自身は鋭意努力を続けているところでございます。私自身は、街頭活動も大変重要な活動だというふうに思っておりますので、そのような活動そのものに対しての秋元委員の御指摘、お考え方、それについては、少し私とは相違があるのかなというふうに思います。

○秋元委員

市民生活は二の次なのですね。わかりました。

◎参与について

では、参与について伺いますけれども、今回のサービス時間外のお話、先日、雪対策課長からもお話がありましたけれども、いろいろと時間的な証拠といいますか、3時半を過ぎていたのかいなかったのかというお話も課長にもいろいろと調べていただきました。これについては、私は、1分1秒をどうこう言っているわけではなくて、そこに2時から除雪懇談会があるということを市長は知っていて、話を聞いてきなさいということ言っていたのですか、いかがですか。

○市長

大変恐縮ですけれども、その説明会の時間が何時から何時までということの把握は、私自身は、そのときはしておりませんでした。そのときには参与には、やはり私自身がどうしても公務で、現場に、いわゆるその説明会に行けなかったものですから、ぜひ地域の声、市民の皆様の声をお聞きし、その中でさまざまなアドバイスをいただければということをお願いしたのは事実でございます。

○秋元委員

その結果、サービス時間を過ぎてしまうという状況があつた場合に、これはサービス時間に違反しているといえますか、契約に違反しているということにならないのですか。

○（総務）職員課長

済みません、一般論でお話しさせていただきたいと思います。サービス時間が違反にならないのかというお話でございますけれども、私どももそうですけれども、通常勤務の中で必ずしも定時で終わってすぐ帰るというような状況にはないというのは通常のことかと思えます。そのときに5分なり、10分なり何分がいいのかというのははっきり申し上げられませんが、その時間について、例えば労働者側の義務違反というのが成り立つのかということになりますと、労働基準法自体がそもそも労働者を守るという法律でつくられているものですから、そういう意味では労働基準法違反なりのサービス違反ということには該当してこないのかなというふうには考えております。

○秋元委員

私も今回、先日、時間外勤務手当の支払の件、お話がありましたので調べましたけれども、公務員の時間外勤務手当の支払について裁判所でいろいろと判例がありました。その中で、言いますけれども、黙示の場合、時間外勤務手当未払の判決について東京高裁も支持している判例がありまして、時間外勤務手当未払の訴えを起こされたと

きに、例えば命令して残業させていなかったとしても、例えばサービス残業だったとしても、結果的に、それは東京高等裁判所は支払命令を下しているという判例がありました。だから、残業しなさいという命令をしているかどうかではなくては、黙示の状況で、要するに残業しているような状況をわかっている状況で発生した時間外勤務手当については、今回は参与ですから裁判を起こして時間外勤務手当未払の請求をすることはないのでしょうけれども、仮にこのことがほかに波及した場合、ほかの嘱託員に波及したときには、残業代の支払を命じられる可能性はありますよね。違法性ということは当然考えられますよね。

○(総務) 職員課長

今の秋元委員の御指摘は、そのとおりだというふうに思っております。

ただ、私どもの嘱託員の制度というもので、通常、言葉はあまりよくないのですけれども、4分の3勤務という形をとらせていただいております。これは正規職員、1人工と言っていますけれども、1人工の業務がないというところを4分の3勤務ということにしてきている経過がございますので、逆に言いますと4分の3勤務の職員が時間外をやっているということになりますと、そこは本来の1人工に戻すべきであろうという議論になりますので、基本的には4分の3勤務の業務しかないという整理をしておりますので、時間外はないという形の整理はさせていただいております。

ただ、現実的には、もし実態としてあった場合には、秋元委員の御指摘のとおりになると思います。

○秋元委員

今までそういう指摘がされているわけなのです。この責任というのは、例えば今まで何度かありましたよ、サービス時間の違反ですね、この責任というのはどなたにあるのですか。

○(総務) 秘書課長

指揮命令系統の部分で所属長、市の嘱託員でございますので、所属は秘書課に属してございます。その部分に関して所属長である秘書課長の責任という形で捉えてございます。

○秋元委員

それは、秘書課長がそれを黙認しているということなのですか。

○(総務) 秘書課長

勤務時間に関しては、何分がいいかという部分は先ほど職員課長からも申しました。その中において、再三の御指摘がございます。御指摘があったからという形ではないのですけれども、嘱託員就業規則における15時30分までの勤務というような形で守っていただくような形で考えてございます。

○秋元委員

市長は、こういう勤務時間が守られない状況に現在あるということや、過去にあったということをどのように考えていますか。

○市長

規則についてはしっかり守っていただくべきだというふうに思っておりますし、秘書課長自身の認識としては、先日のその説明会においては、サービス時間内で帰られたという認識でございましたので、それについては私としては問題ないというふうに受け止めておりましたけれども、前段に今までもそういうような時間オーバーとかそのようなお話、御指摘がありましたから、その後において秘書課長も含めて、そういうことのないようにということで今まで取り組んでいるところでございますので、今後においてまたそのようなことを繰り返すことのないように、私としてももちろんですし、担当である秘書課長としてもしっかり取り組む、そのことが今お伝えできる部分なのかなと思います。

○秋元委員

市長のアドバイザーの参与が、このようなサービス時間の問題とかで指摘されること自体がもう、秩序を保てなくな

りますよ、このような状況が続くのであれば。ましてや議会からも、その存在については、いろいろと異論を唱えられております。市長は、参与のあり方、規則なり検討すると言われてはいますが、これも副市長の選任と同じで、いつまでたっても結論を出さないのですよ。もう既に議案は否決されているわけですから、それが議会の答えなのに、いつまでも検討するということが私は非常に問題があると思います。市長のいろいろと考えていることが、通常の私たち議員が考える一般常識的なことから考えても、非常にかけ離れている部分が多いなというふうに感じます。副市長の選任、そして参与の任用についても早く結果を出して結論を出してください。それでなければ市民生活に大きな影響が出ていますから。市長は先ほど来笑っていますけれども、本来、笑っていただける場合ではないのです。その辺をしっかりと受け止めていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党に移します。

○中村（誠吾）委員

◎参与の任用について

それでは、私からは、参与の任用についてお聞きしたいと思っています。

このことについては、代表質問の中でもお聞きはしているのですが、若干自分の中ですり合わせをしなければならぬということもありまして、答弁書を確認させていただいたことを受けて質問いたします。

まず、私は、地方自治法第96条第1項第2号、予算の議決の趣旨から、予算に基づかないで予算執行することは違法であると考えます。今回の参与を嘱託員として任用する際に、流用するのではなく、6月、7月分を専決処分した上で第2回定例会に議案提出する必要があると考えますがと質問させていただいたのです。そして、さらにその項で、第3回定例会における補正予算の提案は、この専決処分及び第2回定例会での予算提出の必要性を認められたものではないかとお聞きしました。

そこで、市長は、答弁でこのようにおっしゃっているのです。「専決処分することができる事由の一つとして、「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」という事由をおっしゃられました。議会を招集する時間的余裕がないということをおっしゃったのですが、そして次にこうも答弁されたのです。「参与の任用については、第2回定例会を目前にしての決定であり、専決処分の時期を逸していることから、そのことについては検討しておりません」とおっしゃいました。そう、目前とおっしゃいました。ですから、急いで決めた任用と御自分で答弁されているのですが、そうであれば専決処分において否定される根拠でおっしゃったのかなとも私は思うのです。私は少なくともそのように理解しているのですが、それこそ今回の場合は、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するための議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときといった、そのものでないですか。私は、この答弁では整合性がないので再度お聞きしたいと思います。

○（総務）秘書課長

中村誠吾委員からの御指摘でございますけれども、まず流用、予算措置という部分といたしましては、今、委員から御指摘のあった専決処分のやり方、それから流用という予算措置のやり方というものはございます。今回の参与の任用に関しましては、流用という手法をとらせていただいたという形でございます。

○中村（誠吾）委員

定例会の目前とおっしゃっていると、指摘させていただいてはいますが、議会と理事者との間で定例会の目前とかいろいろなことがありますよね。まず、平成27年2月5日に何をしているかといいますと、除雪費の増額を専決処分した上で、第1回定例会は、27年2月25日に開催しています。それと、除雪費というのは、わりと直前に

専決処分しているのですけれども、過去には21年2月16日にも除雪費を専決処分をして、そして21年2月25日に定例会の開催となっている場合もあるのです。今回の参与の決定は、27年6月9日でありました。27年6月18日に第2回定例会を開催しているわけであります。私は、除雪費の増額は、もちろん市民生活に直結する重要事項ですから当然であると思うのですけれども、それでは参与の任用は、はっきり言いますが、それほど重要な事項ではなかったですか。私は当初から言ってきましたが、補正予算提出の必要性、そして先議という方法もあるのです。

そこでお聞きしたいのですけれども、専決処分も補正予算の提出も、また、先議の方法も考えなかった、とらなかつたということは、私にはどう考えても参与の取扱いについて議会に諮りたくなかつたのですかと、これらの手段をなぜとらなかつたのですかと、議会に段取りを追って。そういう、疑念とは申しません、そういうふうに議会としては思うのです。いかがですか。

○(総務)秘書課長

今、中村誠吾委員からの御指摘で専決処分、それから補正予算、先議の方法もあつたのではないかということでございます。6月9日の任用という部分に関しまして、まずその予算措置ということを考えてときに、まず流用という形での手法をとるといふ形でございます、その意味においては、議会に諮らないという考えで行つたということではございません。

○中村(誠吾)委員

通常の議会、理事者との関係において、私は、この手法はいけないことだと思っております。まず、そのことを市長にお話をさせていただいております。

次に行きますけれども、また、先ほども申しましたとおり市長は、検討もしておりませんということをつたつたのですけれども、私にはあまりにも理解しがたい言葉でありまして、先ほど秋元委員からも出ましたけれども、任用するときに、多くの問題でこのような議論になっていますよね。市長がこの間ずっとおっしゃつていた公約の1丁目1番地という言い方を議会はしますけれども、除排雪の改善にかかわる重要な人材としての任用として諮られたのですよね。そうしますと、その人物のあり方がこのような大きな議論となっているときに入り口部分で、先ほど言つたとおり、重要な人ではないのですかといふような扱いをしておきながら、また、こういう指摘とともに、参与は公務員ですよ、公務員として、その職責にそぐわないという話になりますよ。これだけ重要な仕事をしている人の選任に当たつて、こういう段取りを踏めなかつたと、そういうことになつては私は職責を全うできないと言わざるを得ないのですよ、そのように軽く任用してきたのだから。このことについて、これは参与について最後の質問ですけれども、市長、何か御意見ございませんか。

○市長

6月において参与を任用したいということで皆様にお話をさせていただいたところでございますけれども、そのときにおいては、今までお話をさせていただいているように囑託員として、そして参与という初めての出来事とはいえ、人事権範囲内であるという認識の下でお話を進めさせていただいた部分がございます。

そのような中で、第2回定例会等で議員の皆様から御指摘をいただき、その中でその改善策を図ろうということで第3回定例会での議論へと、またこちらからの提案へと移つていったという意向でございます。当時、その6月の時点で、現在、中村誠吾委員がおっしゃつていふような認識又はそのような問題点というのですか、そこまで考えが及んでいなかったといふのは事実かといふふうに思います。ですから、我々としても第3回定例会において、そのような提案をさせていただいたのは、第2回定例会に伴う今のようなことも含めて、議員の皆様からの御指摘を受けた中での改善案としてお話をさせていただいたところでございますし、また、そのときにもいろいろとお話をいただき、結果的に予算等の否決もありましたので、だからこそ、その対応、取扱いに現在も悩みが大変深くなつていふ事実でございます。

今後においては、当初のその提案のときに、おっしゃるようによい議員の皆様にしつかりと、たとえ議決案件ではな

いにしても事前に何かしらの御相談をさせていただくなり、対応、御提案をさせていただく配慮が必要だということをお話を受ける中で感じたところがございますので、これからもそのようなことに関しては、そういう点において気をつけながら取り組んでまいりたいと、今のお話を受けながらも考えていたところがございます。

○中村（誠吾）委員

これは私の要望なのですが、若干 1 点踏み込んでお話をいただいたなと思っています。そのときの判断と、今の判断も含めて考えることはありますということで、今までの中では踏み込んでお話をさせていただきました。先ほど職員課長もお答えになりましたが、4 分の 3 という、私はある経験からいって極めて失礼な扱いだなと思うけれども、この任用される嘱託員の皆さんも含めて、小樽市民のために全力を挙げて市政に邁進している嘱託員、臨時職員の皆さん、そしてもちろん正規職員の皆さん、このことについて、人事案件ではないという考えもあったということもありましたけれども、ではなくて、人事案件、この任用、採用、これらについて厳格に、そして誤解のないように、今後、同じ轍は踏まれないようにまずやっていただくということをお願いして、嘱託員を含めた全職員の思いに応えていただきたいと思っています。

◎エネルギーについて

次に、エネルギーのことについてお聞きしたいのです。

第 6 次小樽市総合計画の中の「まちづくり 5 つのテーマ」の 5 番目に「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち」があります。その中で、環境保全の温暖化対策推進の事業として、後期実施計画において「再生可能エネルギー等の導入・普及促進に向けた検討」が加えられました。具体的には「環境に優しいエネルギーの普及促進に向けた情報収集や研究」、そして「助成制度の導入や公共施設への設備設置の検討」が掲げられています。北海道の新エネルギー導入拡大に向けた基本方向の中でも、土地や人口やそういうことを加味した量の推定のことなのですが、地域ごとの新エネルギー賦存量というのが年間平均の日射量であるとか平均風速であるとか中小水力発電、地熱発電、バイオマス発電などに分けられて参考資料として出されています。そして、比較的条件がいい賦存量として後志では中小水力が掲げられているのですけれども、小樽市としても専門機関などをお願いして、小樽のこうした再生可能エネルギーごとの賦存量の調査を行い、その潜在能力を今後のまちづくりに生かしていくべきだということを常々我が党としては言っています。

そこで、我が党は、3 年ほど前に北海道再生可能エネルギー振興機構の設立がありまして、その趣旨を取り上げて小樽市の入会を求めたのです。しかし、そのときの答弁では、メリットや財政負担などを考慮して判断したいものとおっしゃっていたのですけれども、いまだかなっていません。それから 3 年たちました。道内の自治体会員は、実はずいぶん多くに上っているのです、半数を超えてきているのです。何よりも、小樽市として総合計画の中で再生可能エネルギーに関する情報収集や研究を進めるとの考えを新たに加えて発表しているのですから、積極的に小樽に特化した情報収集など活用を図るべきだと考えます。小樽市は遅れています。ですから、この間の経過も含めて、まず見解を求めます。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

再生可能エネルギーの普及促進に向けた情報収集や研究についてですけれども、まず、北海道が主催します地域省エネ・新エネ導入促進会議におきまして、北海道や後志管内の各自治体から、このエネルギーの活用等に関する情報提供が行われておりますので、毎年、この会議へ出席することで情報収集に努めております。

それからまた、民間事業者による市内の風力発電の進捗状況、それから太陽光発電の設置状況を把握することで、今後の本市のエネルギー政策の方向性を見定めるために、引き続き情報収集を行っているところであります。

お話のありました北海道再生可能エネルギー振興機構につきましては、数年前に答弁させていただきましたけれども、なかなか入会のメリットということを見いだせなくて、他の情報収集の方法で再生可能エネルギーに関する

情報を集めていると、研究を進めているというところではありますが、今後において、その入会によって本市が行う研究に対する効果が大きいというような判断をした場合については、入会の要否について考えていきたいというふうに思っております。

○中村（誠吾）委員

ただ見はいけないとは言いません。しかし、メリットや道内のほかの自治体が多く入って雪の貯蔵だとかも含めてやっているわけですから、何千万円も負担金が要るわけではないと思うのです。市長、どうか原課とよくお話をいただいて、小樽の市政にかかわりますから、積極的な対応をまずお願いしたいと思います。

それで二つ目なのですが、昨年、我が党で手宮地区統合小学校の校舎を見せていただいたことがありました。大変立派で子供たちもきっと喜んでいただけたのだと思うのですが、しかし残念だったのは、太陽光発電が取り込まれていなかった点です。ここで太陽光発電を入れたからといってどこに使うのだ、そのような議論をする気はないのです。

それで、総合計画では、「公共施設への設備設置の検討」が明記されているのです。小学生のときから太陽の力など自然エネルギーや再生可能エネルギーなどについて目に見える形で学ぶことというのは、今の時代、決して無駄なことではないと思います。こうした考えは、以前、我が党が長橋小学校の耐震強化のこともあって太陽光発電システムを設置したことを受けて、その学習効果等も質問させていただいたとき、教育委員会の答弁もほぼ同じだったと記憶をしているのです。前向きな回答をいただいたのですが、しかし先ほどの手宮地区統合小学校、これはもうつくっていますけれども、そして今回の山手地区統合小学校においてもお聞きしたところ、設置はできないということを聞いております。どうして方針がぶれるのか不思議なのです。ですから、私は、このぶれが生ずる問題というのは、今、教育委員会の例を挙げてしまいましたけれども、個々の施策の所管の問題ではなくて、小樽市として公共施設建設時における再生可能エネルギー設備設置の指針がないのだということなのです、私が考えるには。

ですから、私は、そのことと、もう一つ大変危惧していますのは、御存じのとおりパリで環境会議が行われました。それで地球温暖化問題が喫緊の課題であるとして、日本としてもこのことに関して積極的に取り組むと公約したのです。そうしますと、再生可能エネルギーを現実のものとしていく流れは、絶対に加速しますよ。そのときに小樽市は、公的部門においても全く対応しない。そのような姿勢では、今後、国におけるこの施策の展開においても、全く相手にしてもらえない。そして、施策の導入決定のときにいくら手を挙げても及第点はおろか、選考時点で振り落とされてしまうと私は思います。

ですから、今後、新・市民プールの建設の話も出ています。プールには話を特化しませんけれども、でもプールというのは、ある意味ではエネルギーの塊みたいな話ですよ、水を温めて全部調整してですから。そういうことも含めて、国や北海道の直接的、間接的な支援が望めなくなる可能性があるのです。小樽市は、積極的でないものねって。これは、市営住宅やその他の公共施設も関係してきます。そして、何よりも民間の活力を促進、利用させていただいていくときに何もやっていない小樽では、下地があまりにも足りない状況にはいけないと思っていますので、今後どのように積極的に臨まれるのか考えをお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

公共施設への再生可能エネルギーの設備設置について指針をつくるべきということですが、指針の策定には、設備の実現性を担保する上で市の財政負担なども十分に考慮しなければならないと思っております、一律に定めることはなかなか難しいものだというふうに考えております。

やはり、個々の施設建設や改修の際に再生可能エネルギーを利用した設備導入につきましては、総合的に勘案して判断することが適切ではないかと認識しておりますが、今後、他都市のエネルギーに関する計画ですとか、施設にかかわっている庁内関係部署の意見など、引き続き情報収集に努めて、この指針のあり方については研究してい

きたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

小樽市というのは、大変財政も含めて予算をつくっていくのは厳しいまちであります。ですから、原部・原課との調整もしながら臨んでいかなければならないと思っているのですけれども、1点だけです。市長、予算編成において、今後の方針、初めてもあると思うのですけれども、私は市民にきっちりこのような過程を踏んで、このような話がありましたけれども私は見てきましたと。しかし、厳しい状況の中で、このような結果となっております。議論をしてきたという過程をしっかりと詰めていっていただきたいと思ひますし、それが市民に対する説明責任だと思ひますので、これから査定もあるでしょう、予算要求額を受けて。ですから、大変厳しい予算をつくるには難しいまちだということをしかりと理解をいただいて、今後の予算編成方針も含めて、原部・原課と市民の意向を酌んで説明できることをきちんとしていくということをお願いしておきたいと思ひます。もし、何か所見がございましたら。

○市長

私自身も4月末に就任をさせていただき、1年間のトータルにおける予算編成というのは、今回、初めてということになります。ですので、私も議員としては務めていましたけれども、そのような大枠の中でみずからかわり取り組むというところにおいては、まだまだわかっていない部分も、恐縮ですが、まだございます。ですので、今年度、それを私なりにかわらせていただく中で、今、お話の視点もしっかり踏まえながら、どのような形で、どのような内容であったりとか、その過程の部分でどのような形で市民の皆様へ御説明だったり、また、公開であったりとかができるのか、まだ鑑みられていない部分もありますから、今年度これからまさにその時期に差しかかってくると思うので、そのことを踏まえながら今回行わせていただき、その過程の中で、それをどのように表現できるのか、しかり考えて取り組んでまいりたいと思ひます。

○委員長

民主党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

○中村（岩雄）委員

一般質問をいたしまして、そのことについて、まず塩谷海岸、それから農業委員会から出されております建議書、これの内容についてももう少し詳しく、そして除排雪について質問していきたいと思ひます。

◎塩谷海岸について

まず、塩谷海岸についてです。今年の1月7日に、これは暴風雪、高波で市内もいろいろ被害が出たのだらうと思うのですけれども、塩谷地区では、防波堤が倒壊したというようなこともありました。それと同時に、いわゆる塩谷の浜中川河口付近が一番やはり大変だったのですね。もう高波で停電になったり、護岸を越波しましたので、そういう影響でプレーカーが落ちて停電になったりという状態になりました。

これまででも、地元から、天候が荒れたときにそういう心配があるということは常々言われておりましたけれども、過去、塩谷の海岸全体を見て振り返ってみますと、まだまだ砂浜がありまして、高波になってもそれほど強い、護岸を越波して中に通っている道路にまで達するということは今まであまりなかったと思うのです。例えば、昔の小樽の塩谷海岸の海水浴シーズンの古い写真を見ますと、海岸はかなり広い砂浜部分だったわけですが、大勢の人でにぎわっていました。私たちの子供のころの記憶もあります。しかし、最近は砂浜もどんどん削られていって、この数年、特にその傾向が強くなっております。ただ、数年前までは、まだ私たち町会関係だとか、それから地元の小学校、中学校の児童・生徒たちと一緒に砂浜をごみ拾いに歩きまして、その歩くだけの砂浜のスペースなんていうのはあったわけです。それが特に先ほども言いましたように浜中川の河口周辺、右、左ですね、これがほとんどもう砂浜が消失しておりまして、ふだんでも直接波が護岸に打ちつけています。ですから、天候が荒れると今までに

ないという、護岸を越波して民家に影響が出てくるという状態になっているのですけれども、今年の 1 月 7 日は特にひどかったということなのです。

砂浜が消失していつている原因というのはいろいろ言われていますけれども、いずれにしてもその中に一つ、やはり塩谷海岸の沖合 160 メートルぐらいのところに離岸堤が今までありまして、その離岸堤がある程度機能していたのだらうと私は思うのです。ところが、その離岸堤が急速に崩れてきております。今も実際に目視してはつきりわかりますけれども、かなり歯抜け状態といいますか、用をなさなくなっているような状況になっているのです。そういう影響もかなりあるのではないかとということで、これは地元の、そこに住んでいる方々もそういうことで、今回は 1 月 7 日にそういうことがありましたので、直接道にもそういう訴えをしていつておりまして、道も現地を視察したりして対応しているようですが、なにせ離岸堤を修復するにしてもいろいろな工事を進めるにしても、例えば地元の漁業者あるいは漁業協同組合なんかのことがあります。これはもう塩谷海岸に限らず、祝津、高島あるいは東小樽、銭函、いずれも同じだらうと思えますけれども、そういうことをいろいろクリアしていかなければ、修復工事を例えばお願いしたところで、なかなかスムーズに進んでいかないということがあらうと思うのです。それで、市のスタンスもあらうかと思いますが、いずれにしても、まずは離岸堤を修復して、その効果の度合いを見なければなりませんけれども、離岸堤修復に向けて、北海道もその工事を進めるに当たって計画をつくったり、あるいは地元の漁民、それから漁協にもいろいろ計画を示し、交渉しなければいけないという場合に、やはりどうしても市の協力が不可欠だというふうに道でも言っていますし、私どももそう思います。

それで、恐らく北海道では、来年 2 月ころ予算をとるために計画を上げていると思うのですけれども、来年の 2 月ころになれば大分はつきりしてくるのだらうというふうに思うのですが、ただ、離岸堤を修復する計画に予算がちゃんとつけばいいですけれども、遅れるかもしれないし、漁民、漁協との交渉のこともありますからスムーズにいかない可能性もあります。そういった場合に、例えば今年の冬、もう今 12 月ですね、来年、年明け 1 月、また天候が荒れて暴風雪、波浪、そういったことが十分想定されます。今年の 1 月 7 日に起こった程度、あるいはそれ以上のものが来るかもしれません。そういった場合に、ではどうすればいいのだということなのです。実際には、そういう備えをしておかなければならないと思うのですが、この辺について、いろいろ所管はあると思うのです。まず、この離岸堤の計画に向けて、市の協力をお願いしますよということで、具体的に示せた段階で必要な協力をしてまいりたいというふうに答えていただいていますけれども、それまでの間、あるいはそれが長引いたときに、その間、いろいろなことが想定されます。その体制、準備をどうお考えになっておられるのかというところを確認させていただきます。

○（建設）池澤主幹

北海道の緊急体制についてでございますけれども、暴風波浪警報については、状況を判断して連絡体制を整えるという聞いております。その後、指揮監督者が登庁するか判断するというような形で対応する形になっていると聞いております。

また、現地パトロールについてでございますけれども、現地のパトロールについては、事象が発生した場合は、直ちに現地に向かうような体制になっております。その後ですけれども、警報が解除後に異常がないかどうかという部分は、その後に現地パトロールして判断するような形になっております。

○中村（岩雄）委員

それは、警報が出された場合の対応ですね。パトロールしてということなのですけれども、実際に今年の冬 1 月に起きたように例えば波が越えて民家に被害が出ると。今年は、ブレーカーが落ちて停電だけで済んでいますけれども、厳寒期ですから、復旧が遅れ停電が長引くと、場合によっては停電だけではなくていろいろなこと、暴風雪のときですから越波した波がもう家にかぶって、今年なんて壁に打ちつけて大変だったということなのですけれども、例えば床下に浸水するだとか窓ガラスを破って中に入ったとか、いろいろなことが想定されますよね。それから、

暴風雪、越波した波が引き波、引き潮で道路の土壌部分がすごく掘られて大変だったということです。それからもう一つ、浜中川が高波で逆流しまして、浜中川は小樽市の河川ですよ、それがもうオーバーフローする寸前だったというふうに聞いています。それ以上のことも想定されますので、その辺も含めて例えば住民の生命にかかわってきますので、その対応をどうされるのかというようなところ、これを北海道に全部任せたらいいのだということではないと思うのです。その辺をもう少ししっかり答えていただきたいと思います。

○（総務）小濱主幹

私からは、停電の対応について、まず御説明させていただきます。停電発生時には、現在も北海道電力から市の防災なり消防に連絡をされることになっております。夜間・休日におきましては、消防本部、当直から防災担当に連絡が入るというような流れになっています。防災では停電の発生時刻、原因ですとか地区、あと停電となっている戸数、また、復旧見込みを確認することにしていただいております。特に冬季などについては、復旧までに長時間を要しますと、先ほど委員がおっしゃられたように住民の方々の生命、健康に危険が及ぶ場合には、避難所を開設して注意を行うこととしております。

また、床下浸水ですとかそういうことで家にいられない、それについても避難が必要だということになれば、同じく避難所の開設をして避難していただくというふうに考えているところでございます。

○中村（岩雄）委員

いずれにしても、そういう備えは大丈夫だと思ってよろしいですね。本当に何が起きるかわからないというようなことで、最悪の事態も想定しておかなければならないと思うのです。その辺、避難場所の確保ですとか住民の方々の生命が大事ですので、しっかり対応していただきたいというふうにお願いをしておきます。

それからあと、うまく計画が進んで工事がスムーズにいくとしても、例えば漁業者との関係がありますよね。恐らく今、この離岸堤を見ていると、あれだけ消波ブロックを組んでいたものが、今、ほとんど歯抜け状態になっていて、そのブロックが、ではどうなっているのかということがあります。恐らく海中、海底に崩れて散らばって、今の離岸堤の周辺にあれば比較的簡単なのでしょうけれども、どこまで運ばれているかわかりません。その辺の調査のこともあるのでしょうかけれども、そういったものも恐らく調査して、北海道では使えるものはまた再度使っていくということになると思うのです。そういった場合に、いろいろな漁場との関係があります。その辺、これも漁業者、それから漁協で北海道への交渉を、全部北海道に任せておいていいのだということではなくて、やはり市がきちんと労をとってその辺スムーズにいくよう、北海道でもそれを期待していると思うのですけれども、そういった漁協、それから地元の漁業者に対して漁場、漁業権なんかのことがありますので、その辺の対応もしっかりしていただきたいと思うのですけれども、この辺についてのお考えをお聞かせください。

○産業港湾部次長

先ほどの災害についてなのですけれども、基本的に漁港の中で災害が発生した場合には、北海道から災害の情報提供をいただきたいという形になりまして、水産課から漁協を介して地元の漁師から被害状況などを教えていただきながら、北海道に情報提供している形になります。今、委員から御質問ありましたそういう中で、漁場、ましてや漁具被害なんかが発生した場合につきましても、そういったものもきちんと北海道に報告をいたしまして、それについてどういう対応をとるのかという部分は、水産課もかかわってくると思いますけれども、そこは北海道と漁協がそのことについてどういう対応をするかというのは協議をする形になっております。

○中村（岩雄）委員

基本的には道と漁業者との話し合いになるのでしょうかけれども、いろいろなことで小樽市のかかわりというか、スムーズにいったいただくための形をとっていただきたいということで、これも私からもお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎農業者からの要望と対策について

それから次に、農業委員会の建議書ですね、これも答弁いただいております、おおむね引き続き協力いただけるようですけれども、内容について1項目ずつ、もう少し詳しく協力していただける内容について御説明をお願いしたいのです。

○（産業港湾）農政課長

市長が一般質問でもお答えしました五つの項目について、それぞれ詳細ということで御案内いたします。

1点目、農業生産振興対策ということで、新鮮で安全・安心な農産物の提供ということで、特に小樽市では施設栽培に重点を入れてやっていただきたいということで、農業委員会、それから農業者、それから農業協同組合等から要望がございました。

これについては、30年ほど前から施設栽培を重点とし、少量・多品種で栽培を行っていますけれども、ハウスの耐用年数もそろそろ更新の時期に来ているということで、1棟当たり五、六十万円、今では100万円ぐらいかかるそうなのです。そういったことで、農業資材の高騰、それから消費税が増税しておりますということで施設栽培促進事業、今までは平成27年度予算としましては135万円ということで、ハウスの附属設備資材も含めて維持、補助しております。これは、市が15パーセント、農協が15パーセント、それから農家の方が30パーセントということで負担しております、やはり都市型農業ということで、これについては会長からも重点的にというようなことでお話がございましたので、これについては引き続き予算要望なり、できれば拡充していただければということで思っております。農業委員会の事務局長も兼ねておりますので、その中で農業施策に幾らかかっているのだというお話で、補助部分でいきますと250万円ということで、いや、そんなに少ないのかというような意見もありましたので、引き続き施設栽培を中心に予算要望なり、いろいろ関係者の方の御協力を得たいと思っております。

それから、農業経営改善事業と1点目の生産振興の中に交配用マルハナバチというのがございまして、これは労働力の減になるということで、交配用のこの蜂を導入することによって、イチゴ、トマトの果実の奇形が少なくなり、また、高齢農業者の作業の軽減とか労働時間の削減になるので、ぜひともこれについては引き続き導入費用の一部をとということで、27年度予算では76万円ほど助成しております。

2番目の大きな項目で担い手対策ということで、高齢化が進行しているというのは全国もそうなのですけれども、それで小樽市としましては、認定農業者の育成と支援体制の強化をお願いしたいということで、昨年、農業委員会から農業委員、認定農業者を確保してくれというようなことで、今年10月、認定農業者を1名増やしております。

あと、いろいろなこの要望書の中で農作業の受託組織の検討をしていただけないかということで、これは何かといいますと、労働力不足に伴う受託組織というか、農作業専門に引き受ける部隊みたいなのをやっていただけないかなということで聞いております。実際的に農政課としての対応としましては、現在、新おたる農業協同組合の管内市町村農政幹事会というのがございまして、小樽市、仁木町、古平町、それから積丹町、赤井川村、それぞれの市町村と農協、それから後志農業改良普及センターを入れまして、何とかそういった組織の核をつくる仕組みに取り組んでいただきたいということで来ております。

それから、2点目で市民体験農園ということで、利用者の拡大と運営ということで、具体的には市民体験農園、10家族ぐらいの新たな借りの方が生まれたということで、全体的に借りる区画が人数も少なくなっているのです、それに対して対策をとりなさいというようなことで市に言われておりますので、それについては対応してまいりたいと思っております。

それで3点目ですが、学校教育での学童農園、これについても8件で27団体ぐらいあるのですけれども、1,000人以上の子供が来ていますので、それについても引き続き、開設協力をしてほしいというような形で来ております。

大きなくくり3番目ですけれども、流通販路の拡大ということで、食育教育の推進ということで、小樽の伝統と

しましては、100年以上も前から桜桃とって、サクランボの「水門」というのが水源地近くで出ておまして、そういうものが特徴があるので、そういった旬の味覚、そういったものにも考えてほしいというようなことで来ています。

あと、給食食材として病院等にも地元調達を図ってほしいというふうに聞いております。

4番目、営農支援・環境確保ということで、災害対策とか有害鳥獣対策について、近年、キツネ、タヌキが少し多くなりまして、アライグマも昨年10匹ほど捕らえております。キツネ二、三十匹、タヌキ三、四十匹ということで、これをほっておきますと大変だということで何とかやってくれというようなことで来ております。

あと、5番目の国・北海道への要請についてということで、後継者対策と農業委員の公選制機能維持ということでお願いしたい、それから軽油取引税、免税軽油は1リットル当たり32円10銭かかるのですけれども、引き続き免税を導入してほしいということと、それから免税軽油使用者証3年ということで事務が複雑だということで、何とかやってくれというような形で来ております。

あと、T P P関係もございまして、引き続き有害鳥獣対策も含めて、いろいろやるのがいっぱいあるのだろうということで、農業委員会から市に建議ということで意見の提出がございました。

○中村（岩雄）委員

どうも丁寧にありがとうございます。

それで、特にメインの部分はやはりハウスですよ、ハウスの更新が近づいているので、この辺しっかり補助してあげていただきたいと、体制をつくってあげていただきたいと思います。あと、それがスムーズに行くようによろしく願いいたします。

◎除排雪について

それから、除排雪についてです。

これまで、代表質問、一般質問、そして予算特別委員会において、除雪についていろいろ各委員から質問がありましたけれども、入札の問題もしかり、貸出ダンプについて、それからきめ細やかな除排雪の内容について質疑がなされてきたわけですけれども、私から市長の公約の一つにもなっております雪堆積場について、これはまだ触れられていないと思いますので何点か聞いていきたいと思います。

この雪堆積場、これも非常に除排雪の体制の中では重要だと思っております、効率的な除排雪の、特に排雪の作業、それから市民の排雪にも非常に有効だということで思っております。

そこで、まず昨年度の雪堆積場の開設状況について、市民利用が可能なものと、それから道路管理者の専用等にわかれていると思うのですけれども、これはもう第3回定例会でも少し触れましたけれども、もう一度お聞きをしたいと思います。説明してください。

○（建設）雪対策課長

平成26年度に開設されました雪堆積場の状況でございますけれども、まず市民利用ができる雪堆積場につきましては中央ふ頭、幸1丁目、祝津豊井浜、望洋シャンツェ、銭函御膳水、この5か所になってございます。

また、道路管理者等に限定した雪堆積場につきましては、寅吉沢、からまつ公園駐車場、蘭島1丁目、このほか4か所、合計7か所となっております。市民の利用できる堆積場、また、道路管理者等に限定したものを合わせますと12か所となっております。

○中村（岩雄）委員

第3回定例会でも説明を受けましたけれども、増設に向けて地権者との調整中ということで来たと思うのです。

それから、それは昨年度まで開設していた銭函の御膳水の雪堆積場、これが使えなくなるということでもありました。今年の雪堆積場の開設状況について、昨年度と変更になった場所の説明も含めて、お知らせください。

○（建設）雪対策課長

今年度の雪堆積場の状況でございますけれども、まず市民が利用できる雪堆積場につきましては、銭函の御膳水以外、そのまま 4 か所、継続して利用できると。そして、銭函の御膳水につきましては、今年度から土地の関係で利用ができなくなりましたので、新たに銭函 3 丁目、銭函の新北海鋼業の跡地を利用して新しい雪堆積場を開設する予定でございます。

また、道路管理者に限定した雪堆積場でございますけれども、こちらにつきましては、昨年開設していた 7 か所はそのまま継続して使うということで考えてございまして、そのほかに新たに新光 5 丁目に雪堆積場を 1 か所開設するというふうに考えてございます。

○中村（岩雄）委員

銭函の雪堆積場の変更については、やはり住民の方々に周知を図っていくということが非常に大事になってくると思っておりますけれども、これはどのようにやってきたのかということが一つ。

それから、今、説明にありました新光 5 丁目に、これは道路管理者の専用として新たな雪堆積場を開設したということですが、雪堆積場を開設する際の管理経費、それと開設に伴うダンプによる運搬排雪費の低減効果、その辺をやはり見なければならぬと、効果の度合いがやはり見えてこないと思うのですが、開設の効果はどの程度のものになるのか、これをお知らせいただきたいということと、それから道路管理者専用の雪堆積場が 1 か所増設ということですが、市長公約にもあります市民の堆積場の増設も含めて、今後、増設に向けた取組が必要になってくると思われませんが、今後の雪堆積場の考え方について、説明をお願いしたいと思います。

○（建設）雪対策課長

今、大きく 3 点御質問があったかと思うのですが、まず銭函 3 丁目の雪堆積場の市民に対する周知の関係でございますけれども、こちらにつきましては除雪懇談会、銭函地域では 2 か所でやってございますが、こちらで図面を提示して説明をさせていただいております。

また、12 月の広報誌にもこの場所の変更については掲載してございますし、12 月 1 日に開催いたしました除排雪計画説明会でも説明させていただいております。こういったことで周知を図ってきているという状況でございます。

それと、2 点目の新光 5 丁目の雪堆積場の開設の効果というところでの御質問でございますけれども、こちらにつきましては、この開設に当たりまして平成 26 年度、昨年の作業量実績をベースにして、かかる管理経費、また、見込まれるダンプの運搬経費というのを試算してございます。かかる経費につきましては、雪がどのぐらいで解けるのかという状況が見えない部分もあるのですが、他の雪堆積場の実績等を踏まえて、おおむね 200 万円ぐらいかかるのではないかなという試算をしております。

それに対しまして運搬費の低減効果でございますけれども、こちらにつきましては、昨年の実績ベースでの排雪があったとして、約 600 万円ぐらいということで試算してございまして、差引き 400 万円ぐらい低減効果が見込まれるのではないかと考えてございます。

それと最後に、雪堆積場の今後の考え方についてでございますけれども、市長公約には市民の雪堆積場の増設というのが 1 点ございます。今年いろいろと取り組んできましたけれども、道路管理者に限定した雪堆積場 1 か所の増設にとどまっております。来年につきましては、市民の雪堆積場につきましては入ってくる雪の量がなかなかコントロールできないという部分もございまして、それなりにある程度面積的に大きい、そういった余裕を持った場所であるべきではないかと考えているのですが、そういったことでなかなか難しい部分もございまして、こちらのほうの開設に向けて取り組んでいきたいということと、道路管理者に限定した雪堆積場につきましても、まだ場所的には天神ですとか塩谷方面、運搬距離が長いエリアがありますので、こちらのほうで何とか開設できないかということについて検討、取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○中村（岩雄）委員

天神、塩谷も検討していくということですが、ぜひ頑張って市民にそれを十分に伝えていただきたいと思っています。

○委員長

新風小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 57 分

再開 午後 3 時 18 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

○濱本委員

この委員会の冒頭に委員長からも発言がありましたが、昨日の私の質問というか、やりとりの中でのことを、今日いろいろ精力的に行っていたのですけれども、開議が遅れたということで、当事者として理事者の皆さんに一言おわびを申し上げたいと思います。

◎地域総合除雪業務委託契約金額及び出資比率について

それでまず、そのことについてなのですが、説明ができませんといういろいろな話があって、その間の話を聞いていたのですが、やはり腑に落ちない部分が残っているんですね。改めて昨日の答弁の確認もありますけれども、出資割合について現段階でこの場で報告ができないという昨日の確認ですけれども、改めてお願いをしたいと思っています。

○（建設）庶務課長

出資割合の公表につきましては、まず市が定める契約後の事後に公表する事項に該当する部分がないという、そういう出資割合について公表するという項目がないということがございます。それを受けまして、そういう場合、情報をどのように公開できるかということを考えまして、それで小樽市情報公開条例の解釈と運用、これは総務部の情報公開担当に問い合わせをしたところ、それにつきましては第 7 条第 1 項第 3 号の法人等の情報ということがございます。ここにアと示されています「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については公表できないという形になりまして、それを受けた別表 3 の 1 の中に信用力に関する情報という項目がございます。その中に経営状態、資産内容に関する情報という部分が示されており、その中で債務の額、債権の額、これについては公表できないということで規定されておりますので、昨日はそのような形で、出資割合につきましては公表できないという形でお答えさせていただいたものでございます。

○濱本委員

もう一回答えてください。

契約後の協定の中に公表の規定がないと。そして、ないので小樽市情報公開条例の中で基づいて判断をしたということですね。では、その情報公開条例の中の、今、幾つか申し上げて何かを聞いたのですが、そもそもここにありますけれども、第 7 条に公文書の開示義務というのがある。これは、どこまでいっても不開示を規定しているわけですよ、開示しないものを規定している。それで、その規定はいろいろあります。それから、第 7 条が不開示のことで、第 8 条は部分開示、それから第 9 条が公益上の理由による裁量的開示ということになっている。ここ

の第 7、8、9 条のどこに今の話が当たるのか、もう一回答えてください。

○総務部次長

情報公開のことで私から答弁させていただきますけれども、今、濱本委員のお話にあった情報公開条例の第 7 条第 1 項第 3 号のところを読み上げますけれども、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」は、ただし書は省略させていただきますけれども、次に掲げるものは不開示という形になっていまして、その不開示がアのところに「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、情報公開条例ですので、この条例の精神としては基本的に公開するということがうたわれていますけれども、ただし、私がお話したような今の情報については、企業の経営上の部分にかかわるものなので、慎重な対応が必要だという形になってございます。

そして、今、昨日の出資割合について、この部分に該当するか否かというのはなかなか判断がすぐできない状況だということで、少しお時間をいただいているいろいろ調べさせていただいているという状況でございました。

○濱本委員

だから、判断がつかないということなのですね。例えば、次のイに、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって」うんぬんというものもある。例えば、契約後の協定の中で公開するもの、しないものという中に出資割合は公開しないものというふうにその協定の中で書かれているのですか。

○（建設）庶務課長

ただいまの質問でございますが、共同企業体の協定書ということによろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

その協定書の中には、それらについての明確な規定はございません。

○濱本委員

それで、今のこのやりとりだけでもわかったのは、協定書の存在は昔からあったはずなのです。そして、情報公開条例は、その後に来た。要は、協定とここに整合性がない部分があるのだと思うのです。整合性のない部分が発生している、今のあれを見ても。出資割合は積極的に不開示だということが、その協定書の項目の中にはないと。では、開示してもいいかといったときに第 7 条第 1 項第 3 号のア、公にすることによってと。では、公にすることによって不利益をこうむるのかというと、実はそのようなことはないのではないかと私の判断です。

例えば、C I I C という団体があります。一般財団法人建設業情報管理センターです。ここには、北海道知事の認可を受けた建設業は全て出ています。その建設業、なぜ出ているかというと、経営事項審査結果の評価点があるからです。その中に、直近の決算年度の売上げから利益、その他さまざまな指標が全部出ていますよ。こういうものが一般に公開されているにもかかわらず、たかが出資比率がどうかというのは私は釈然としないのです。

確認ですが、こういう団体の存在、そしてその中に今回私がお願いをした、例えば司工業にしても、嶋崎産業にしても、かさまる土建にしても全部出ているのです、売上げも利益も。会社の信用が一番阻害されるのはお金の話です。売上げが幾らあって当期の損失が幾らあるか、当期の利益が幾らあるか、それでその会社がいいか悪いか、危ないか大丈夫かみたいな判断です。それが全部出ているのです。出資比率を公表したからといって将来に対しての不利益が発生する可能性なんて、そういう意味ではないですよ。

逆に言うと、共同企業体を編成して小樽市の仕事を受注しました。出資比率は何パーセントです。それを前提に、では金融機関に運転資金を貸してくださいといったら貸してくれるでしょう、と私は判断するから、出資比率は公表してもいいのではないかなと思いますけれども、見解があったらお聞きします。

○総務部次長

情報というものは、一度出してしまえば、もうそれはオープンという、少し言い方はあれですけども、それがもう隠せないものですから、今のこういう案件を慎重に判断しなければならないという部分もあって、少しお時間

をいただいて調べて、まだ結論が出ていないという、そういう状況でございます。出資比率ですから、企業体としての構成団体がどうなる、今の個々の企業の部分で出ているというお話でございましたけれども、企業体としての内部の情報ですから、その辺については、今、言いましたように少しお時間をいただいて、情報公開がされればそこを踏まえて調べていく。もし、一般的な情報公開のことでお話ししますと、我々市長部局で判断できないものについては審議会がございまして、そこにかけてどうかということの意見をいただいて最終的に判断をするという、情報公開のことで言いますとそういうような形の手続をとってございます。

○濱本委員

議論がどうか話が少しすり替わっているような気がするのです。今、言っているのは企業体が一つのもので、その情報を公開することがというのならわかるのですよ。だから、単社で受けているところで、その情報がどうのこうのというのならわかる。でも、複数の企業体、構成する複数の企業があって、その情報は、もう開示されているのに出資比率だけが非開示だというのはどう考えてもおかしい。今、次長がおっしゃったのは、単社の、単体の企業体のそういう受注した情報というのであれば、そこが例えば、こういうところに載っていない、公開されていないというのであれば、それはわかります。そういう性格ではないと思うのだけれども、出資比率というのは、まして共同企業体の最終的な決算を聞かせるかと言っている話でもない。どうも、だからそこら辺は釈然としないし、これ以上やってもしようがないのですけれども、ただ一つ言えることは、でき得れば確かに公的な部分、公的というのは手続上の根拠の部分もあるでしょうけれども、言うならば今回の当事者に確認してもらえばよかつたと思うのですよ、当事者に。当事者というのは代表者ですよ。だから、今回で言えば近藤工業に去年の出資比率を公開してもいいですかと、議会で問われていますと。いや、だめですというのなら、それはだめですと答えてくれればいい。かさまる土建に聞いて、公開していいですかと、議会で言われています。いや、それはまずいですとなるなら、それはそれでもいい。でも、そういう手だてはされたのですか。

○総務部次長

先ほどもし判断つかなかつたら審議会にすぐかけるということもお話ししましたけれども、情報公開のことでお話ししますと、そういうような法人にかかわる情報で前例ですけれども、微妙なものがございまして、その法人に対して公開していいかということも条例にも第三者の意見を聞いて判断することもできるという形になってございますので、その条文に基づいて実際に手続上、該当する法人に公開していいかどうかのことをお聞きして最終的に判断したという、そういう事例もございまして。そして、今回については私どもに除雪の構成員についての情報公開という形で来てございませぬので、我々としては、そういう形の手続は確認はしてございませぬ。総務部としてはしてございませぬ。

○濱本委員

でき得る限り早急に検討をして結論を出してもらいたいと思います。それほどどうのこうの難しい話でもないし、守秘義務にかかわるような話でもないと思うのです。これがわかったから、例えばうちの会社が明日から誰も得意先がなくなってしまうとか、そのような話ではないと思いますので、議会の一員として申入れをして出てきませんでしたと。それで、結論があまりにも遅いようであれば、私は一市民として情報開示請求をするつもりもありますので、そのときは適切な対応をお願いします。

それで、この話の続きなのですが、そうは言いつつも本当は正確な数字をやはり理事者の皆さんからお答えをいただきたかったのですが、お答えがないので私が知り得る話で伺いたいと思います。

平成26年度の第3ステーションの司工業の出資比率は、ほかの会社はともかくとしても、僕は10パーセントだと思っておりましたけれども、それから今年の第7ステーションの司工業の出資比率は40パーセントだというふうに私自身は情報としては、これが確定かどうかは皆さんがお答えにならないからわかりませぬけれども、そういう情報を得ていますが、答えにくいでしょうけれども、例えば信憑性は高いか低いかどうかですか。

○（建設）庶務課長

ただいまの質問につきましては、信憑性も含めてお答えすることはできません。申しわけございません。

○濱本委員

確率70パーセントとか80パーセントとかと、それだったら開示したということにはならないのではないですか。そのようなものではないでしょうかねぐらいの答弁でも私はいいと思うのですけれども、もう一回どうですか。

○（建設）庶務課長

大変申しわけございませんが、先ほどと同じ答弁で、お答えすることはできません。

○濱本委員

では、それは結論が出た後にもう一回確認をしますけれども、例えば平成26年度の第3ステーションで司工業が10パーセントの出資比率だとすると、当初予算で第3ステーションの落札金額は8,964万円ですよ。例えば、これも例えばです、経常利益が5パーセントだったときに司工業の取り分はこういうことですよ。比例配分ですから計算すると45万円ですよ。今年、27年度の第7ステーション、司工業は、私が言ったように、例えば40パーセントの出資比率だと同じように5パーセントの経常利益が出ると、取り分が実は145万円になる。昨年いたところのJVから新設された地区のJVの構成員になったら、なっただけで去年は45万円だったのが今年いきなり145万円になるので。仮定の話ですけれども、この基本的な計算の仕方はまず間違っていますか。

○（建設）庶務課長

今、委員のおっしゃったとおりでございます。

○濱本委員

昨日も市長に申し上げましたけれども、結局、利益誘導はないというふうに話をしています。確かに貸出ダンプはとまったから利益誘導は発生しなかった。だけれども、今回の第7ステーションは、もう実施されているわけです。そうすると、これも利益誘導の一つの証拠だというしか言いようがないわけですよ。なぜかという、司工業には参与が4年間勤めていた。結局、恩返しの連鎖なので、恩返しと言え大変言葉遣いはいいのですけれども。普通、世間とはどうか、見るのはこういうことですよ。

司工業に勤めていた堤参与は、第7ステーションをつくって、第7ステーションに自分の所属をしていた司工業を別なステーションから構成員として、この第7ステーションにはめました。利益が確定します、4年間の恩返しですよ。

私が第2回定例会のときに質問をしましたけれども、堤氏は市長の後援会の重要な一員だった。

そして、貸出ダンプの話ですけれども、さらに荒木氏は、市長の後援会の幹事長であり、森井ひであき後援会の幹事長であり、若きリーダーを育てる会の会長であり、その若きリーダーを育てる会に自分で個人的に84万円寄附をして、さらに若きリーダーを育てる会は森井ひであき後援会に九十数万円を寄附している。

こういう構造を見ると、利益誘導としか思えないのです。だから、市長にそういうことのないようにしてくださいねとずっとお願いをするために、今、こうやってお話をしました。たぶん私の想像は杞憂だということで最終的に終わってくればいいのですけれども、杞憂でなかったら大変なことになるなというふうに思っています。

だから、第7ステーションをつくったということ自体が、どうも誤解を招くのではないのかと。それも第7ステーションに分割するという根拠も、どうもバックヤードの話も、いわゆるデータの話も、ただ抽象論だけで7ステーションが必要だ、必要だということ由来。でも、それが市長の公約のきめ細やかな除雪、ではそれだったらいいでしょうと。だけれども、実際応札したのは参与にかかわりのある司工業だと。市長は、ずっと自分の後援会活動を応援してくれていた堤氏を参与として雇うことによって堤氏に恩返しした。堤氏は、自分が4年間勤めていた会社に恩返しをした、このような状況ではないかなと、私はそう思っているのですけれども、市長、何か認識があるのであれば、所見があるのであればお答えいただければと思いますけれども。

○市長

昨日も濱本委員からそのような御指摘がありましたけれども、杞憂であるということ以外の何物でもありません。実際に入札、7か所ですか、今回不調が2度ほどありましたけれども、実際に入札を行った結果、そのような形になったと思いますし、また、JVの構成に対して私たちが何かしらの対応をしたわけではございません。基本的には自発的な形で取り組まれたのだというふうに思います。

また、出資比率の内容においても、私は全然内容を存じておりませんので、何社で組まれるかというお話においては、この場においてもさまざまな議論がありましたけれども、そのJV内における出資比率であったりとか、それに伴う企業においての一社一社における利益まで、恐縮ですが私自身が把握できていないところですので、なぜそのようなお話になるのかも大変不思議で仕方ありませんし、昨日お話ししたように、そのような議論にすり替わるのは、私としては大変残念であります。

○濱本委員

利益の積算というのは、私は、ある数式を基にとか、前提条件を基に、こういうふうな可能性がありますよといった話。別に人の懐に手を突っ込んで、財布に幾ら入るかを見たわけではない。ただ、与えられている情報の中で推測していくと、こういう状況が可能性として十分にありますよということをやっただけです。それは履き違えないでいただきたいと思います。

○酒井（隆行）委員

◎JR 銭函駅と周辺の整備について

1点だけまとめてお聞きしたいと思います。

第2回定例会の一般質問、それから今回、ほかの議員の方がお聞きになっていたのですが、銭函駅のバリアフリーについて、小樽の負担が8,000万円ということで答弁がありました。これはたしか国と、それからJRと小樽市で3分の1ずつということだったと思うのですが、総額の工事費、それから予算がつけばということで、これもまた答弁ありましたけれども、6月からスタートできるのかなというお話もありました。工期はどれぐらいの工期なのか、それから銭函駅の周辺の整備についてもどのような形なのか、これは概要と、もう一つ、下手稲通から銭函に向かって行きますと、途中まで真っすぐ来られるのですけれども、今、途中から細い道を入れて駅に抜けていくのですが、たしか以前、どこかで聞いたと思うのですけれども、その通りが駅前から市民センターに抜ける通りに直結するという計画があったと思うのですが、その進捗状況も含めた銭函駅周辺のまちづくりについて、答弁を求めて質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

私からは、JR 銭函駅の関係につきまして答弁させていただきます。

まず、銭函駅のバリアフリーの総額ということですが、今、JRから聞いている話ということで確定している状況ではないのですが、おおむね大体2億4,000万円ぐらいというようなことが見込まれるということで聞いております。

工期につきましては、平成28年度の予算がもちろんついたという前提でございますけれども、おおむね1年でできるだろうということでも聞いております。

それから、駅の概要につきましては、これも今、素案として出されているものですが、山側、海側にエレベーターを設置しまして、それから駅のところに多目的トイレを一つつける。それから、JRの玄関口が今少し段差がありますので、そこにスロープを設置するというで聞いております。

○（建設）事業課長

私からは、今、中段にお話がありました札幌の下手稲通から真っすぐつながる道路の関係について答弁させてい

たきます。

今、途中までは数年前に工事が完了してございまして、市道名としては谷地分線という名前になっています。そちらの関係の計画、進捗状況ということで御説明をいたしますけれども、昨年、平成26年度に道路設計を完了しまして、今、27年度につきましては地権者との交渉、それと道路の関係の公安委員会との協議、あとは接続される先の道道になるのですけれども、あちらとの交差点の関係の接続協議というところを進めているところでございます。それで、27年度末には着工に必要な諸条件が整うのではないかというふうに思っておりますので、今後につきましては、建設部といたしましては、来年度以降の着工に向けまして、今後、財政局と協議を進めていければというふうに考えている次第でございます。

○（建設）まちづくり推進課長

私からは、銭函周辺のまちづくりにつきましてお答えいたします。

銭函周辺につきましては、海岸線や道路ですとか河川的位置、あるいは急傾斜地の存在など地域特有の地形的な制約がありますので、例えば将来的な駅周辺の幹線道路の整備のタイミングに合わせて検討を進めていくことなどが考えられるのですけれども、どう進めていくかにつきましては今後の課題であると認識をしております。

○酒井（隆行）委員

下手稲通からの通りができれば、車の通りも、それから人の通りも大分変わると思います。と同時に、通学路にもなり得る道でもありますし、それと駅のバリアフリーということで、地元としては非常に喜んでいるところでありますので、ぜひとも実現に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、共産党に移します。

○川畑委員

◎（仮称）消防署オタモイ出張所建設に関連して

それでは早速、小樽市は、海岸に沿った長いまちだということになっているのですけれども、大きく分けて北西部地区、そして中部、東南部となっているようです。ほぼ、それに沿って消防署だとか支所、出張所などが配置されているわけなのですが、市民の安全・安心を守るための3地区に所属する消防車及び救急車の車両の配備状況を説明してください。

○（消防）総務課長

今、委員がおっしゃられました3地区に分けてお答えいたします。

まず、北西部地区でございますが、こちらには長橋出張所、塩谷出張所、蘭島支所がございまして、消防用車両4台、救急車1台が配備されております。

また、中部地区には、勝納にあります小樽消防署、花園出張所、手宮出張所、高島支所がございまして、消防用車両が12台、救急車2台が配備されております。

最後、東南部地区でございますが、こちらには銭函支署、朝里出張所がございまして、消防用車両4台、救急車2台が配備されております。

○川畑委員

それで、消防署と支署、あるいは出張所の区分があるようですけれども、その区分について説明していただけますか。

○（消防）総務課長

消防活動や救急業務を行う消防署、これは消防組織法の規定によりまして設置しているものでございます。消防は、適度に消防力を分散して出動地域にすき間が生じないように配置する必要があります、1か所に集中すると、そこか

ら遠隔な地域は消防力の空白を招いてしまいます。それを防止するため、消防署には数か所の出張所が設けられております。そのうち比較的規模が大きく、消防活動を行う際の指揮をとる職員配置をしているものを支署とし、本市では銭函支署がそれに該当するものであります。

○川畑委員

それで、中部地区に小樽消防署、それから東南部には銭函支署とある反面、北西部、要するに小樽駅から蘭島側のほうには出張所だけなわけですけれども、今回の統合移設によって支署を設定する計画あるいはその必要性というのはないのでしょうか。

○(消防)総務課長

まず、消防活動を行う際には、その活動を指揮命令する職員が必要となりますが、これまでも銭函支署の管轄を除く地域は、消防署から指揮隊が出動して対応していることから、今回の統合により不都合が生じることはありませんので、支署の設置は現体制では必要ないものと考えております。

○川畑委員

それで、消防車両の配備について聞きたいと思うのですが、救急車を含む消防用の車両の保有台数ですね、これについて、私の見た資料の中では平成26年度40台になっているのですが、現在の保有台数はどうなっているのかお知らせいただきたいのです。それで、各消防署の配備状況等も一緒にあわせて知らせてほしい。もし、減っているような状況があれば、どこで減らしているのか示してください。

○(消防)警防課長

ただいま3点ほど質問がございました。

まず、現在の消防用車両の保有台数につきましては39台保有しております。

各署所の配置状況ですが、消防本部6台、消防署13台、銭函支署3台、花園出張所3台、朝里出張所3台、手宮出張所4台、高島支所2台、長橋出張所2台、塩谷出張所2台、蘭島支所1台で、合計39台となっております。

また、消防車両が減少したのは塩谷出張所の車両であります。

○川畑委員

今、塩谷出張所の消防車両が削減されているというのですけれども、その削減した理由は何なのか。

○(消防)警防課長

塩谷出張所の消防車両を削減した理由につきましては、老朽が激しく、今後、維持が困難であるということから廃車した次第でございます。

○川畑委員

それで、長橋と塩谷出張所が現在、所有している消防車両については、私の資料を見ると、長橋出張所がポンプ車1台、タンク車1台で消防車両が2台と。塩谷にはタンク車両1台と救急車両1台で合計4台になるわけですが、オタモイに移設するに当たって、長橋出張所と塩谷出張所が所有する消防車両が配備されることになるのか、配備された車両がフルに活用できるのかどうか、その辺をお示してください。

○(消防)警防課長

オタモイ移設に伴う消防車両の配置についてでございますが、長橋出張所の消防車2台と塩谷出張所の消防車1台、救急車1台、合わせて合計4台を配置する予定であります。その活用につきましては、消防車2台、救急車1台、それから予備車1台と予定しております。

○川畑委員

今、オタモイへの移設によって予備車にするというのがあるのですけれども、予備車とするのはなぜなのか教えてください。

○(消防) 警防課長

消防車両を 1 台予備車とすることにつきましては、大災害発生時におきまして非番職員が運用するため、また、そのほかに消防車両が突発的な故障等によって障害が発生した場合の非常用の車両として配備しております。

○川畑委員

それで、救急車は市内のどこの署あるいは出張所に配備されているのか。そしてまた配備されている救急車の大きな管轄区域といますか、エリアといますか、その辺についてお知らせください。

○(消防) 警防課長

まず、救急車の市内配置につきましては、銭函支署、朝里出張所、花園出張所、手宮出張所、塩谷出張所に配置しております。それぞれの救急車の大きな管轄区域でございますが、銭函救急車につきましては、星野地区から張碓地区まで、朝里救急隊は新光地区から桜地区まで、花園救急隊は若竹地区から花園地区まで、手宮救急隊は手宮・高島地区を含め稲穂地区から幸地区、塩谷救急隊はオタモイ地区から蘭島地区までとなっております。

○川畑委員

先ほどの消防車が 1 台予備になる、そして救急車が 5 台配備されているというのですけれども、オタモイに移設することで、これまでの管轄区域に出動するという点で支障が起きないのかどうなのか、その辺を聞かせてください。

○(消防) 警防課長

現在、長橋・幸地区につきましては、手宮の救急隊が対応しておりますが、オタモイ出張所の開設後につきましては、この地域をオタモイ救急隊がカバーいたしますので支障はないものと思っております。

○川畑委員

支障がないということですね。それで、後でまたそれについて確認しますけれども、管轄区域について、長橋と塩谷出張所の管轄区域を答えてほしいのですけれども、オタモイの移設によって管轄区域が変更になることになるのでしょうか。

○(消防) 警防課長

まず、長橋出張所と塩谷出張所の管轄区域についてですが、現在、長橋出張所につきましては、富岡、長橋、幸、旭町、塩谷出張所につきましては、オタモイ、塩谷、桃内、忍路、蘭島となっております。

また、新出張所の管轄区域につきましては、基本的には現在の長橋出張所と塩谷出張所の管轄区域を合わせた区域を引き継ぐこととなりますけれども、隣接区域との関係から多少の調整は必要と考えております。

○川畑委員

それからもう一つ聞きたいのは、実は塩谷地域、蘭島地域で、今、昼とか夕方たしか 5 時だったと思うのですが、定期的にサイレンを鳴らしているのですよ。例えば、塩谷とか蘭島の地域では、災害が起きたときにサイレンの通知というのはやはり必要なものだと思います。それで、非常時に対してサイレンが聞こえないと支障が起きると、そういう点で対処してほしいのだという要求もあるのですが、その要望についてどのような対応ができるか示してくれますか。

○(消防) 警防課長

新出張所に設置いたしますサイレンにつきましては、現在、塩谷出張所に設置されているサイレンと比較しまして、約 3 倍の出力のあるサイレンを設置いたします。

また、現在、塩谷出張所に設置されているサイレンにつきましてもタイマー式となっておりますので、その使用方法については関係部局と検討中であります。

なお、蘭島支所のサイレンにつきましては、現状のまま変更はございません。

○川畑委員

一つ確認させてください。塩谷のサイレンは、今までどおりに定時にサイレンを鳴らすということでもいいのですか。

○(消防) 警防課長

塩谷出張所は、そのまま建物として、それからサイレンもそのまま残りますので、あと維持・管理に関しましては所管の部局との協議が必要でございますけれども、サイレンの機能そのものは残っている状態にあります。

○川畑委員

そこで、話は少し戻りますけれども、長橋と塩谷の出張所の現在の人員配置はどういうふうになっているのか、そして移設によって人員配置はどういうふうになるのか、改めてお知らせください。

○(消防) 警防課長

長橋、塩谷出張所の現在の配置人員でございますが、長橋出張所は14名、塩谷出張所は、蘭島支所職員を除いて12名となっております。オタモイ移設時につきましては、最低でも現在の長橋出張所及び塩谷出張所に配置している人員を確保したいというふうに考えております。

○川畑委員

そうしたら、今の長橋と塩谷の人員26名を配置するというで捉えてよろしいのですか。

○(消防) 警防課長

最低限26名は確保するつもりです。

○川畑委員

それで、この人員配置、今、最低でも26名ということなのですが、消防隊と救急隊を何隊にするつもりでいるのですか。

○(消防) 警防課長

当日の勤務人員によって編成は変わりますけれども、消防隊につきましては1隊又は2隊、救急隊は1隊というふうになります。

○川畑委員

1隊か若しくは2隊ということで、消防隊も1隊となると何人になるのでしょうか。

○(消防) 警防課長

基本的には消防隊の編成は4名を基本としておりますけれども、事象によっては3名で乗りかえて運用する場合もございます。

○川畑委員

管轄の区域は変わらないで配備車両は削減されて、消防隊チームも減ることになると思うのですが、地域市民にとっては火災とか緊急事態、これが起きた場合に非常に不安につながるのではないかと思います。そういう要望もあるので、対応について、常時出動できる体制がつけられていくのか、その辺を示してほしいのです。

○(消防) 警防課長

今後のオタモイ地区の消防車の配置でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、消防隊は1隊又は2隊で対応することにしております。先ほど配備車両の削減につきましては、予備車の削減でございますので、通常の消防体制そのものには影響はありません。

また、消防隊が減るというお話でございますけれども、現在も塩谷出張所が救急出動中には長橋出張所の消防隊が1隊のみという状況になってございますので、消防隊そのものが減少するというものではございません。

また、配置人員によっては消防隊2隊を活用した場合と同様の消防体制が可能となりますので、全体的には消防体制が充実するのではないかと考えております。

○川畑委員

私が聞きたいのは、消防車 3 台、そして救急車 1 台がフルに出動できる体制を確立してほしいと私たちは思っているのですよ。地域の住民もそういうふうに願っているのですけれども、最低限度そういう消防車 3 台、それから救急車両 1 台がフルに出動できる人員体制といたら、何人いればそれを確保できるのでしょうか。

○（消防）警防課長

消防隊チーム数や配置人員についてでございますけれども、新出張所におきましては、非常用の消防車 1 台を除きまして、消防車 2 台と救急車 1 台を有効に又は同様の消防体制を確保するために最低 28 名の配置が必要と考えておりますので、新出張所の供用開始に向けまして配置人員を検討してまいりたいというふうに考えております。

○川畑委員

そうですね、28 名がいると地域の住民も安心して生活できるということになると思うのですけれども、人員を配置するかどうかは、この人事については総務部が担当することになるのだろうと思うのです。ぜひ市民の安全だとか安心のためにもフル出動が可能な人員配置をしていただくように、オタモイに移設された時点で、そういうふうに体制をつくっていただくようお願いしたいと思います。

それで、消防の施設について、お伺いします。

指令システムは、新たにオタモイにつくられるようなのですけれども、現在の指令システムはどこにあるのか、それを移設することになるのかどうかお答えください。

○（消防）総務課長

現在、オタモイ出張所に配置する指令システムについてでございますが、まず指令システムとは消防車両等の出動を指示するシステムで、市内の各消防署に設置しております。（仮称）オタモイ出張所建設に伴いまして、長橋出張所又は塩谷出張所の設備を新オタモイ出張所に移設することになります。

○川畑委員

そうしたら、二つのシステムをオタモイに持っていくということになるのですか。

○（消防）総務課長

いいえ、どちらか一方を持っていくこととなります。

○川畑委員

それからもう一つ、空気ボンベ充填機、これをオタモイに配備するということのようにも思いますが、これについて充填できる管轄の消防署はどこになるのか、どの辺が管轄になりますか。

○（消防）総務課長

空気ボンベ充填機は、消防活動の際に隊員が装備している空気ボンベに空気を充填する装置で、現在は勝納消防署のみに設置しております。空気ボンベの充填には 1 本当たり 30 分程度かかることから、新しいオタモイ出張所に新たに増設することによりまして、特に管轄区域は定めておりませんが、各出張所等において速やかに充填できることとなります。

○川畑委員

それでは、質問を変えますけれども、オタモイに新設される出張所に女性用設備を計画しているというふうに聞いています。女性隊員の採用計画について示してほしいのと、各分団での消防訓練では女性も同じような訓練をしているようですが、採用された女性隊員はどのような業務をするのか、それもあわせてお答えください。

○（消防）総務課長

女性職員につきましては、現在、在籍しておりませんが、他の消防本部においても採用されている実績がありまして、予防業務や救急業務において女性ならではのやわらかな市民対応が期待されていることから、本市でも任用に向けて取り組んできているところではあります。

止して普通財産として契約管財課に引き継ぐこととなっております。その後の管理につきましても、契約管財課で行うこととなります。

○川畑委員

あえて消防に関連してこれを聞いたのは理由があるのです。実は、建設常任委員会でも塩谷の市営住宅、これは平屋建てのがあるのですけれども、今年解体されて、この後、塩谷 B 住宅も平成30年、そして 2 階建ての塩谷 C 住宅も31年に用途廃止という計画です。これは予定ですからまだ決まったわけではないのですけれども、塩谷に道営住宅が、小学校の校門のすぐ脇にあるのです。その A 住宅には、平成27年 3 月現在で40戸中35件が入居中なのだそうです。これは道に確認したのですけれども、道の住宅課によると、平成25年で入居者募集をやめているのです。平屋建ての塩谷市営住宅のように住宅を取り壊して更地になったものについては管財課で管理することになっていると、こういうことは建設常任委員会でも確認しているのですが、このように塩谷全体の過疎化が一層促進されているわけですから。塩谷地域に居住する住民から、地域の将来像が見えないと。そして、市はこの地域をどのようにしたいのかわからないと、地域住民の安全だとか安心を確保してほしいと不安の声も募らせているわけでありまして。それで、この話を聞いたわけですから、消防や学校だとか市営住宅の跡利用などについて、個別の対策では何の解決にもならないのですね。

例えば、学校の跡地をどうすると交渉しても、それはまだ管財課でも決まっていませんとか、やはりこれらは地域住民のことを考えていけば、地域全体をどうするかということ協議できる、そういう部署が必要だろうと思うのです。それで、地域の課題として総合的に協議できる部署を設立する、そういうような計画はないのか、それらについてお聞きしたいのです。もし、担当部でお答えできないのであれば、市長がこの点についてどういうふうにご考えているかお答えください。

○総務部長

今、例示がございました消防署ですとか学校ですとか市営住宅の跡利用などにつきましては、委員御指摘のとおり、それぞれ個別の部署でもって対応しているというのが現状でございますけれども、最近の地域のまちづくりということに関しましては、特定の部署で対応するというだけではなかなか解決できないということもございまして、総合的又は横断的に検討をしていくということが求められているのだろうというふうには思っておりますし、このことにつきましては塩谷地区だけに限らず、小樽市内全体がそういうことであろうと思っておりますし、本市全体でのまちづくりを考えていくということが重要であるということは認識しているところでございます。

こうした将来の地域のまちづくりに向けまして、委員がおっしゃるような新たな部署を設けて取り組んでいくというのも一つの方法としては考えられるのでしようけれども、どのような部署でどのような組織構成がいいのかというのは、なかなか現在ではイメージしづらい、イメージが湧いてこないということもありますので、現実的には、関係部長会議ですとか関係課長会議とか政策検討会議ですとか、そういった内部の市の会議がございまして、そういった会議も利用して検討することも含めまして、各地域全体の課題を解決できるような、そういった組織づくりを庁内でも研究してみたいというふうには思っておりますので、その辺で御理解をいただきたいと思っております。

(「市長は一言ありませんか」と呼ぶ者あり)

○市長

委員の御指摘のように、今、公共における施設が、もともと学校適正配置によってそのままになっている施設もありますし、今後においても公共に伴う建物において統廃合等さまざま進めばあいてくるところがあるかと思っております。それに伴って、今、公共の施設、建物における総合計画等も検討しているところでございますけれども、今、市のこの規模に合わせて、どのような対応、適切な規模なのかということがこれから問われてくると思うのですが、現在もう既にあいている施設も含めて、このままあきつ放しでいいということではないというふうには思っております。しかしながら、今、総務部長から答弁申し上げましたように、まだそれに伴って担当専門でというところ、

そのようなお話まで残念ながら至っていないところではございます。しかしながら、そのような問題意識そのものは私たちも持っておりますので、さまざまな市民の皆様から御意見をいただきながら、その改善策を図れるように、庁内としてもどのような体制が重要なのか、少しずつそれについても考えていきたいというふうに思います。

○小貫委員

◎たばこ対策について

昨日、たばこ対策について現状を聞きました。そうすると、2万2,000人の喫煙者を1万3,500人に、8,000人以上減少させるというのが目標となっています。10年間に8,000人でですから年間800人減らしていくことが必要になると。

先日、厚生労働省が国民健康・栄養調査というのを発表して29.2パーセント、約3割がたばこをやめたいと考えていると。そうすると、この2万2,000人のうち約6,600人がもうたばこをやめたいと考えていると。やはりここにどう手を差し伸べていくかということが重要だと思います。

それで、計画から2年たっているのですけれども、どのぐらい減っていると考えているのか、これについていかがですか。

○（保健所）山谷主幹

喫煙率につきましては、小樽市民に対する市民健康意識調査というものでアンケートの形で把握しているものでありまして、現在、次回の調査というのが平成28年度の第2次健康おたる21の中間評価のための調査ということになっておりますので、現在のところ2年間で減少しているかどうかというのはまだ判断つきかねます。

○小貫委員

数字としてわからなくても、何となく減っていると、そのぐらいの感覚も一切ないということなのでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

何となく減っているかどうかということについては、なかなか返答は難しいものと思います。全国的な調査では、若干減っているというふうには言われています。

○小貫委員

それで、禁煙外来を受診した人については、保健所としてはどのように、その後についてですけれども、分析しているのか説明してください。

○（保健所）山谷主幹

禁煙外来につきましては医療機関が設置するものでありまして、保健所としては、その受診者についてその後の分析というのはしてございません。

○小貫委員

それで、そういうことですので、ぜひ例えば医療機関と連携して、禁煙外来を受診して禁煙達成した人に手記とかアンケートとかに御協力いただくなど、その効果について広く知らせていくことが必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

禁煙の効果について広く周知するために現在取り組んでおりますのは、保健所のホームページを用いてとか市の広報おたるを用いて、そして健康教育の場などを用いていろいろやっておりますが、それは今後も引き続き行ってまいります。

周知する内容として手記やアンケートを用いるかどうかにつきましては、現在、健康おたる21の中での健康づくりネットワーク会議というところで御意見をいただいておりますので、そちらの御意見もいただきながら考えてまいります。

○小貫委員

昨日のお話でもあったけれども、禁煙外来の数が12の医療機関です。先日、条例制定した美唄市は、医療機関が七つということで、美唄市の場合、選挙人名簿登録者数が2万528人ですから、3,000人弱に一つの医院があることになっていて、道内では最も多いことになっています。このように禁煙支援に対して禁煙外来の医療機関を増やすことが必要だと思うのですが、これについてはいかがですか。

○（保健所）山谷主幹

禁煙外来は医療機関が設置するものでありまして、小樽市医師会においても禁煙について関心を持っていらっしゃるから、今後、増加していくものと期待はしております。

○小貫委員

期待しているではなくて、増やす必要があるのではないですかということに対して保健所の見解を求めているのですけれども、いかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

保健所といたしましては、医師会の医師たちにつきましても、禁煙につきましても大変御理解をされていると考えておりますので、医師会とは連携をさせていただきますが、あくまでも禁煙外来につきまして、行うかどうかというのは医療機関の御判断になるかと思えます。

○小貫委員

大変後ろ向きな答えだったなと思いますけれども、それで今、保健所で行っている禁煙宣言、これを行った人が、やはりいかに禁煙外来に結びつけていくかということが重要だと考えています。例えば、埼玉県の行田市では、初めて禁煙外来を受ける方を対象に助成を行っていますが、例えば宣言を行った人にクーポン券を発行するなど禁煙外来に促すなど禁煙宣言に特典をつけてはどうかと思いますけれども、これについてはいかがですか。

○（保健所）山谷主幹

まず、禁煙外来受診者に対して助成などの財政支援は考えてございません。禁煙宣言された方への特典といたしましては、禁煙を継続している場合に表彰をするなどのそのようなことを考えております。

○小貫委員

それで本当に特典となるのかというのが、私は、ここにいらっしゃるたぶん愛煙家の方々は、それで行きたいと思うかどうかはわからないなと思って聞いていたのです。そこで世界禁煙デーの取組についてですが、5月31日だったと思いますけれども、例えば今、言った補助は考えていないというのであったら、この期間だけでも禁煙外来に受診する方に対して補助を行うというようなことはどうなのでしょう。

○（保健所）健康増進課長

世界禁煙デーにおける禁煙外来に受診する方の補助につきましては、現在のところ考えておりません。

○小貫委員

それで、宣言するだけでたばこをやめられるのだったらこのように簡単なことはないのだけれども、そうはいかないから依存症なわけであって、2013年の禁煙外来に行った人が137人です。この方に初診時だけ例えば補助を出したら幾らになりますか。

3割負担ですから恐らく690円ほどの初診時だったと思うのですがけれども、確認したいと思うのですが、保健所か病院局かどちらか教えてください。

○（病院）事務部経営企画課長

小樽市立病院では禁煙外来を設置しております。その中のニコチン依存症管理料という加算がございます。これにつきましては、初回が230点ということになりますので、全体では2,300円で自己負担につきましては、これの3割ということになってございます。

○小貫委員

だから、全体を補助しても恐らく年間で9万5,000円程度なのだと思うのです。たったそれだけの金額の話で、せめてそのぐらい少し応援してあげたらいかがですかという提案だったのですけれども、それについてはどうなのでしょう。

○保健所長

私は、平成7年に保健所に奉職しましたときから、ずっと禁煙については、私の大事な仕事として携わっておりますが、ニコチン依存という問題を解決するためには、それは本当に大変な努力を必要といたしますし、それからこの間、たばこ代の値上がりに伴って喫煙者が減るとか、あるいは社会情勢の変化に伴って少しずつ少しずつ喫煙者が減ってきている状況でございます。

今後とも今までの努力を粘り強く続けていくということ抜きには、この困難な課題を達成することはできないと考えておまして、私どもが注目している対応といたしましては、教育委員会からの御協力もいただいて、小・中学生あるいは高校生へのたばこの害の啓発、そしてそれは単に20歳以下でたばこを吸わないということだけでなく、20歳になってもたばこを吸わないと、そういう方々を育てていくという努力は、これは将来的に大変確実な禁煙対策だと思っております。そして、現在、喫煙中の方々をどのようにしてサポートしていくのかということにつきましても、これは医療機関も非常に熱心に取り組んでおられますし、私どももそれと協力して今後とも粘り強く続けてまいりたいと思っております。

議員御提案の財政的な支援によって、その動きが加速されるかどうかという点につきましては、健康施策全般につきまして同じことが議論としてよく出ることでございます。例えば、健診を受けた方に多少のプレミアムをつけることによって健診率を上げることはどうなのかといったような検討もされているところでございますが、やはりそもそもなぜ禁煙ができないのか、そもそもなぜ受診をしないのかといった根本的な問題にきちんと接点を置きながら、私どももこれから取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○小貫委員

要は、そもそもどうなのだと、私は、保健所が何もやっていないとまでは言いません、頑張っていると思います。それで、今そもそもの話があったのですけれども、そうしたら、そもそも何でそういうふうに禁煙外来に進まないと考えているのでしょうか、そこはどうなのですか。

○保健所長

そもそもなぜ今、喫煙中の方々が禁煙外来を受診しないか、その理由という御質問かと思いますが、それこそがニコチン依存の深刻なところでございます。ニコチン依存は本当にアルコール依存と並んで薬物中毒としては大変深刻な問題でございますので、なぜ喫煙中の方々が禁煙外来を知っているにもかかわらず受診しないのか、あるいはニコチンパッチも市販で手に入る時代でございますけれども、それをなぜ利用しないのかといった問題につきましても、これは私ども一人では答えられません、委員も御存じのとおり、これはニコチン依存という大変深刻な問題であるからというふうに認識してございます。

○小貫委員

それで、結局ほかの部署とやはりどのように連携をとっていくかということが重要だと思うのですけれども、これについていかがですか。

○（保健所）健康増進課長

現在、教育委員会と連携して学校への健康教育ですとか、あとは医療保険部から依頼をいただきまして特定保健指導などを行っておりますので、これらの取組について継続していきたいと考えております。

○小貫委員

それで、先ほどネットワーク会議の立ち上げがありましたけれども、どの程度この会議の中でこの問題は議論さ

れてきたのか、どうでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

小樽市健康づくり推進ネットワーク会議につきましては、これまで9月、12月と2回行っております。7月にやっと立ち上がったばかりで19団体の皆様から成っております、まずは健康増進計画ということについて御理解をいただいたり、小樽の健康課題について理解を深めていただくということで、それぞれの取組につきましては、今後、議論を深めていくことになっております。

たばこにつきましても、その中の一つのテーマというふうに考えておりますので、今後、会議の中で検討を重ねていくことになっております。

○小貫委員

今のネットワーク会議で、そもそもから話しているみたいな感じだったのですけれども、前回の推進計画の委員から看護師会とか民生委員の人とか栄養士会とか商工会議所だとか、そういうメンバーが何で外れたのかなというの少し疑問があるところではすけれども、それはやめておきます。

それで、各部局でこの禁煙対策推進員をどう考えているのか、関係の深い医療保険部、教育部、病院局、それぞれお答えください。

○(医療保険)国保年金課長

医療保険部におきましては、特に国民健康保険の関係ということでお答えをさせていただきます。

やはり喫煙が生活習慣病ですとか、がんのリスクを高めるといことが言われておりまして、これまで各世帯に配布する冊子などで喫煙のリスクですとか禁煙の勧めについての記事を掲載してきております。

また、先ほど保健所からありましたように、特定健診の結果、特定保健指導の対象となった方が喫煙者の場合には、禁煙のパンフレットなどを使いまして指導しております。また、禁煙外来の紹介なども行ってきたところであります。

今後につきましても、機会を捉えまして禁煙についての啓発、それから保健指導というものを、先ほど保健所長からありましたように粘り強く勧めていきたいと思っております。

(「禁煙宣言の紹介はしていないのですね」と呼ぶ者あり)

しておりません。

(「連携とる気ないじゃない」と呼ぶ者あり)

○(病院)事務部経営企画課長

小樽市立病院では、禁煙に係る適正な管理・運営を図るため、院内に禁煙推進委員会を設置してございます。この委員会では、病院敷地内における禁煙の管理、職員への教育及び指導、それから診療報酬についての活動を行っております。

12月5日には市民を対象とした市民講座を開催し、肺がんや禁煙について啓発しているものでございます。

また、職員に対しましては、禁煙アンケートを実施するとともに1月8日には全職員を対象とした禁煙セミナーを実施することとしており、禁煙に対する啓発を行っているものでございます。

○(教育)学校教育課長

市内の小・中学校におきましては、昨日お答えしましたとおり、全市的な取組としては、今、建物内禁煙ということでございますけれども、学校は児童・生徒がたばこの害について学習している場であることなどから、やはり敷地内禁煙が望まれる場所ですので、今後におきましては、教職員の理解と協力を得ながら、全市的に敷地内禁煙を目指していきたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時35分

再開 午後 4 時49分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号小樽市一般会計補正予算は否決の討論を行います。

理由は、マイナンバーに関する予算です。

通知カードが届けられ、市民は個人番号を管理することが強いられています。事業者は、従業員の家族の分まで管理が必要であり、大きな負担となっています。日本共産党の代表質問への答弁で明らかのように、番号カードがなくても不利益は生じませんので、制度の撤回を求めるものです。

なお、反対の理由にはしませんが、市民公募委員の登録について、今回、予算づけがされました。予算計上の前に丁寧な議論が必要だったということをつけ加えておきます。

以上、討論といたします。

○酒井（隆行）委員

自由民主党を代表し、議案第 1 号に対し、賛成の立場で討論を行います。

本議案中、社会保障・税番号制度システム整備事業費として2,250万5,000円が計上されております。この件につき反対の立場の会派もあるところですが、まず、本システムについて、導入の賛否については、市政の側で議論する性質のものではありません。本件の予算に関連し、我々自由民主党としては、現在、政府が進めている事業の具体化に関連する必要な経費であり、小樽市において、今後、社会保障・税番号システムを導入し、しっかりと運用するために必要な予算であると認めるものであり、賛成いたします。

一方、本議案中の自治基本条例の推進に関する事業で、いわゆる市民公募委員登録制度の件については、自由民主党としては賛成ではあるものの、当初は附帯決議案も検討していたところでもあります。

本件については、無作為抽出する対象の市民を具体的にどのように区分して進めるのか、各種審議会の委員となることを希望する方の得意分野の調査方法など、現状、議論が十分に尽くされておりません。

また、この事業内容について、庁内でもよりしっかりと議論が尽くされて進めていかなければならないものと考えています。市民の方々が自治基本条例に基づく市政に参加するためのいい施策ではあると考えますが、今のままで運用することは、市民の皆様のみならず、運用する部局においても混乱が生じる懸念が払拭できないところであります。

明年 1 月に案内状を発行し、4 月には公募開始と、まことに拙速なタイムスケジュールの中で進めるのではなく、例えば今年度中は議論を尽くしながら年度末から募集を開始し、来夏をめどに名簿作成を行い、来年、秋に委員会登録、委員会開催というような期間を想定して執行するなど、段階を踏んだ対応の中で進めていき、市民の方々に受け入れていただける制度にしていきたいものと考えています。

以上、賛成はいたしますが、くれぐれも性急な執行を行うのではなく、議論の成熟度を見極めて実行していただきたいことを申し添え、議案第 1 号につき、自由民主党として賛成の立場で討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、鈴木副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分に尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。